

(案)

第4期川崎市食育推進計画

(平成29～33年度)

川崎市

目次

I 計画策定の経緯と位置づけ

- 1 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 進捗管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 第3期川崎市食育推進計画の取組と結果

- 1 第3期川崎市食育推進計画の取組状況・・・・・・・・・・ 5
- 2 第3期川崎市食育推進計画の取組結果と現状・・・・・・・・ 14
- 3 第4期川崎市食育推進計画に向けての課題・・・・・・・・ 17

III 第4期川崎市食育推進計画の基本方針

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 7 ライフステージに応じた食育の重点目標・・・・・・・・ 32
- 8 目標達成に向けた評価指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

資料編

- 1 平成27年川崎市食育の現状と意識に関する調査（抜粋）・・・・ 36
- 2 平成27年度川崎市立小学校学習状況調査（抜粋）・・・・ 52
- 3 平成27年度川崎市立中学校学習状況調査（抜粋）・・・・ 52
- 4 3歳児健康診査問診票集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 5 平成27年度特定及び小規模給食施設栄養管理報告書・・・・ 53
- 6 平成27年度肥満並びにやせに該当する者の割合に関する調査結果・・ 53
- 7 食生活改善推進員養成数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 8 川崎市食育推進会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 9 川崎市食育推進会議・川崎市食育推進会議部会委員名簿・・・・ 55
- 10 食育基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

I 計画策定の経緯と位置づけ

1 計画策定の経緯

「食」をめぐる環境が変化し、「食」の大切さを忘れがちである中、食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を実現することが求められています。

国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年7月に「食育基本法」を施行しました。そして、平成18年3月、食育の推進に関する施策についての基本的な方針、食育の推進に当たっての目標値を掲げ、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を提示した「食育推進基本計画」（計画期間：平成18～22年度）を決定しました。第2次食育基本計画（計画期間：平成23～27年度）を経て、平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」（計画期間：平成28～32年度）が決定しています。新たな計画では、5つの重点課題を掲げ、若い世代を中心とした食育の推進、多様なくらしに対応した食育の推進等に取り組むこととしています。

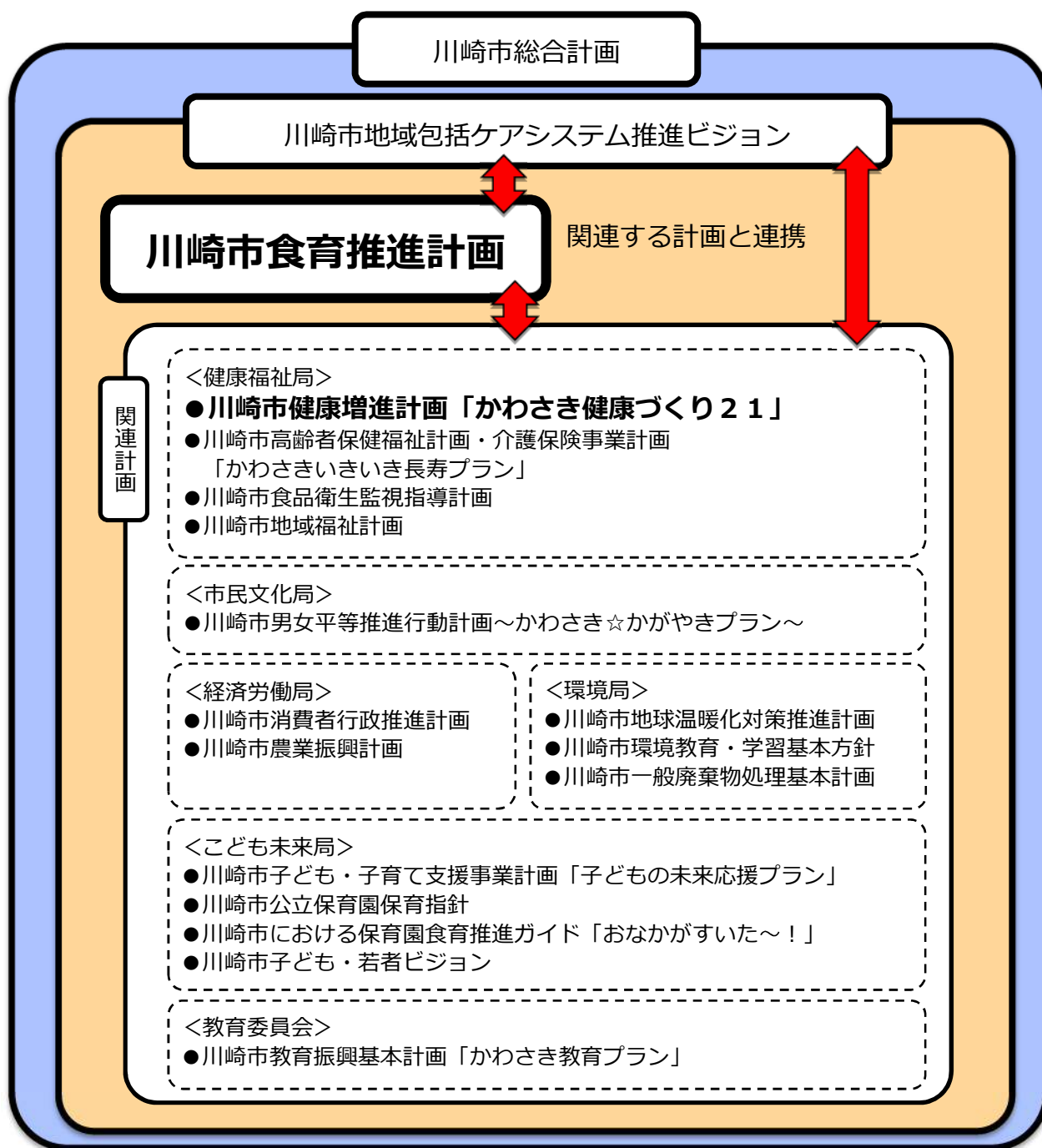
本市においては、平成18年7月、庁内の食育関連10局の委員による「川崎市食育推進検討会」を設置して、食育の基本的な考え方や方向性について検討し、その結果を報告書としてまとめました。平成19年4月に「川崎市食育推進会議条例」（参考資料52ページ参照）を施行し、市長を会長として、学識経験者、食育関連団体の代表、公募市民等19名により構成される「川崎市食育推進会議」を設置し、川崎市食育推進計画策定に向けて検討を進め、平成20年3月に「川崎市食育推進計画」を策定しました。その後、平成23年3月に「第2期川崎市食育推進計画」、平成26年3月に「第3期川崎市食育推進計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定し、食育を推進してきました。

しかしながら、高齢化・少子化に伴う人口構造の変化やライフスタイルの変化、生活習慣病の増加等の健康問題や若い世代の食の乱れ等、依然として食に関する課題があることから、継続した食育の取組が必要となっています。このような状況を踏まえ、「川崎市食育推進会議」において協議を行い、第3期計画の目標の達成度や市民の食の状況をもとに「第4期川崎市食育推進計画」（以下、「第4期計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

食育基本法の目的、基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に定める市町村食育推進計画として、神奈川県食育推進計画や本市関係計画と連動し、すべての食育関係者と市民がそれぞれの役割に応じて連携しながら食育を進めるための基本指針とします。

<本市における計画の位置づけイメージ図>



総合計画とは…

「川崎市総合計画」は、本市が目指す都市像や基本目標等を定めた「基本構想」、政策の方向性を定めた「基本計画」、平成28年度から平成29年度の具体的な施策の取組内容等を定めた「第1期実施計画」の3層で構成されています。平成28年3月、第1期実施計画を含めた「川崎市総合計画」を策定しました。



地域包括ケアシステム推進ビジョンとは…

「地域包括ケアシステム」

国においては、ケアを必要とする高齢者や疾病を抱えながら生活を送る高齢者の生活を支えるため、介護のみでなく、医療・看護・福祉、生活の支援などを含めた必要なケアが、地域において一体的に提供されるように、「地域包括ケアシステム」を提唱しました。

「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指し、本市における地域包括ケアシステムの基本的な考え方を示す、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成27年3月に策定しました。

本市においては、「全ての地域住民」を対象とし、地域の実情に応じた適切な「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

本人だけでなく、行政をはじめ、事業者や町内会・自治会、地域・ボランティア団体、住民などの地域内の多様な主体の取組や、主体間の緊密な連携など自助・互助・共助・公助の一層の取組が求められています。



3 進捗管理と評価

これまで、川崎市食育推進会議にて、食育推進計画の作成、計画に基づく食育推進事業の実施状況や施策の推進について、分析・評価を行うと共に、課題の検討・協議を行ってきました。

第4期計画においても、川崎市食育推進会議に計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、食育推進事業の実施状況等の進行管理、課題の検討、評価等を行い、施策のより一層の充実に努めます。

川崎市食育推進会議委員所属団体

川崎市長を会長とし、以下の団体から推薦された委員と市民公募委員により構成されています。(委員名簿は55、56ページ参照)

東洋大学	東京ガス株式会社川崎支店
(有) ライフサポートみつま	川崎市食生活改善推進員連絡協議会
(公社) 川崎市医師会	川崎市PTA連絡協議会
(公社) 川崎市歯科医師会	川崎市消費者の会
(公社) 川崎市看護協会	日本チェーンストア協会関東支部
川崎市栄養士会	味の素株式会社川崎事業所
(公社) 川崎市幼稚園協会	神奈川・食育をすすめる会
(一社) 川崎市食品衛生協会	市民公募
セレサ川崎農業協同組合	(平成29年3月現在)

Ⅱ 第3期川崎市食育推進計画の 取組と結果

1 第3期川崎市食育推進計画の取組状況

第3期計画では、これまでの計画を継承し、関係機関・団体・企業等とより緊密な連携・協力を図りながら、食育の取組を推進してきました。

<第3期計画 概要>

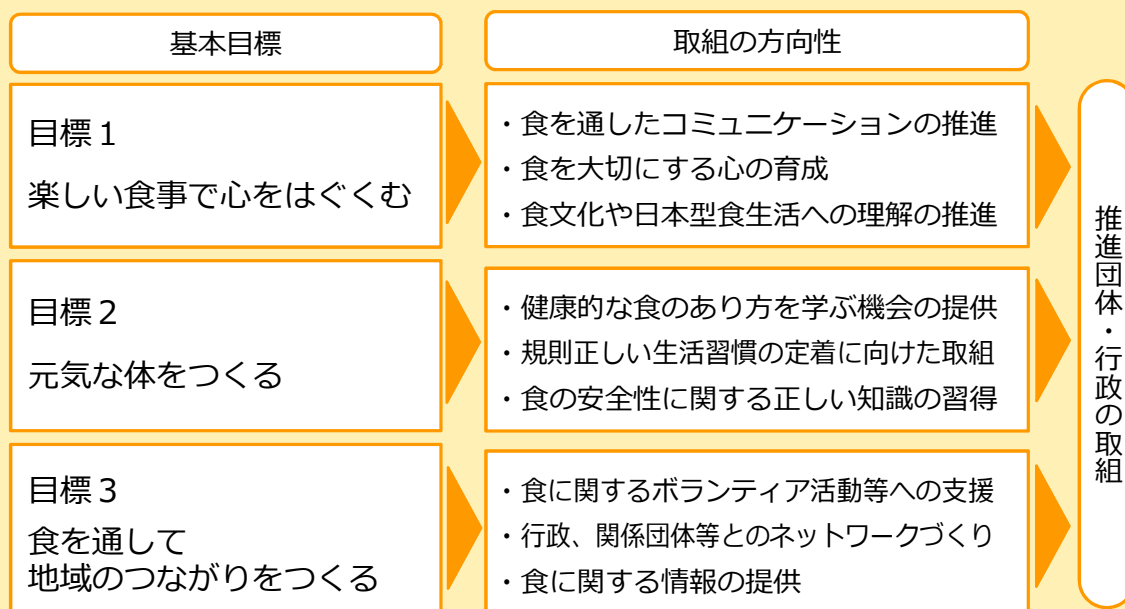
基本理念

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進し、「健康都市かわさき」の実現をめざします。

計画期間

平成26年度～平成28年度（3年間）

取組体系図



取組内容「目標1 楽しい食事ではぐくむ」

●食を通じたコミュニケーションの推進

家族や友人等と一緒に食べることにより、食べる楽しさを味わい、子どもたちにはマナーを身につけるため、家庭だけでなく、保育園・幼稚園や学校の給食や弁当の時間、地域の会食会等を通して一緒に食べる取組を実施してきました。また、川崎市栄養士会、東京ガス株式会社、セレサ川崎農業協同組合、川崎市幼稚園協会等の食育を推進する団体や区役所が対象者や内容に合わせて連携し、料理教室を開催して食の自立や仲間づくりに取組みました。



会食会



農業体験

●食を大切に作る心の育成

保育園や小学校等においてセレサ川崎農業協同組合や近隣農家等と連携して農業体験を実施してきました。また、Buy かわさきフェスティバル等のイベントを通して地場産の食材に関する紹介や販売、中央卸売市場北部市場の見学を実施し、生産者と消費者をつなぐ機会や食材に触れる機会を提供しました。また、環境に配慮した食生活の理解を深めるため、東京ガス株式会社、川崎市栄養士会と環境局が連携し、PTA 等を対象とした地球に美味しい「エコ・クッキング講座」を開催してきました。



エコ・クッキング講座

●食文化や日本型食生活への理解の推進

保育園や学校、企業、病院等の給食や会食会において、行事食や伝統食を取り入れたメニューを提供しました。味の素株式会社では、和食やうま味を普及するための味覚教室を開催しました。学校においては、企業による味覚や調味料に関する出前講座を行いました。区役所では、和食や食文化をテーマとした講演会を開催しました。



和食に関する講演会



小学校給食「なら茶めしの提供」

取組内容 「目標2 元気な体をつくる」

●健康的な食のあり方を学ぶ機会の提供

区役所等において、両親学級、マタニティクッキング、離乳食等の教室、生活習慣病予防のための健康相談や講座を実施しました。健康福祉局では、成人の日を祝うつどいのリーフレットに、バランスのよい食事についての情報を掲載しました。給食施設に対しては、健康づくりをテーマとした給食施設講習会を開催しました。



給食施設講習会

●規則正しい生活習慣の定着に向けた取組

区役所や医療機関における乳幼児を対象とした健康診査、歯科健診、幼児食教室、保育園や学校における食育活動を通して、食生活だけでなく、運動や休養を含めた規則正しい生活習慣の定着に取り組みました。



乳幼児健診

●食の安全性に関する正しい知識の習得

川崎市食品衛生協会等による幼児を対象とした手洗い講習会の実施、消費者行政センターによる市民向けのくらしのセミナーの実施、区役所窓口における啓発物の配布により、食の安全、食中毒予防や食品表示の正しい知識の普及を行ってきました。また、区役所衛生課による食品営業施設等の監視指導により、食品の安全性確保に努めました。



手洗いチェック

取組内容

「目標3 食を通して地域のつながりをつくる」

●食に関するボランティア活動等への支援

地域で食生活改善に取り組むボランティア「食生活改善推進員」を各区役所で養成しました。

食生活改善推進員は、地域で食に関する講座等を開催し、食を通して地域をつなぐ役割を果たしています。



食生活改善推進員養成教室

●行政、団体等とのネットワークづくり

川崎市食育推進会議、各区食育推進分科会を開催し、関係団体等とのネットワークを築いてきました。

(9ページ参照)



食育推進分科会

●食に関する情報の提供

6月の食育月間、毎月19日の食育の日、野菜の日(8月31日)には、川崎市食生活改善推進員連絡協議会と連携し、食育キャンペーン(ティッシュ配布等)を実施しました。川崎市歯科医師会と健康福祉局による「お口の健康フェア」や川崎市農業担い手連絡会と経済労働局による「かわさき農業フォーラム」等のイベントや講座において、バランスのよい食生活や川崎産の農産物の普及啓発を行いました。



食育キャンペーン

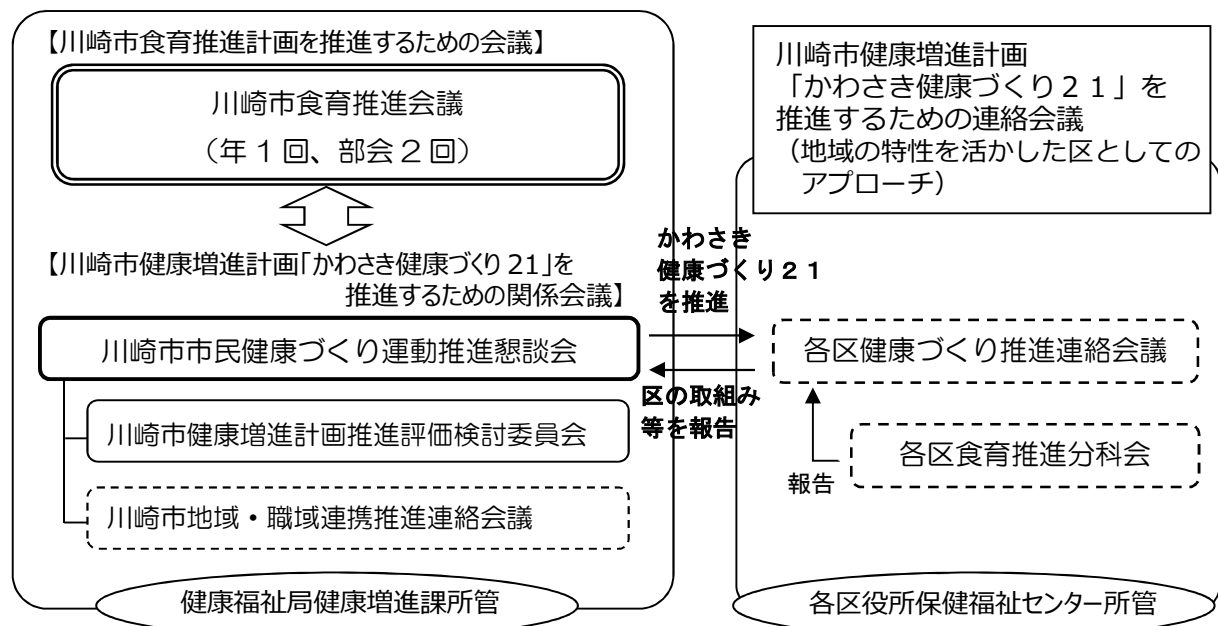


農業フォーラム

川崎市食育推進会議の取組

川崎市食育推進会議条例に基づき、川崎市長を会長とし、学識経験者、食育の推進に関係する団体の役員または職員、市民が委員となり、食育推進計画を作成し、計画に基づいて食育を推進しています。また、関係する会議等と連動した体制のもと、食育を推進しています。

【川崎市食育推進会議の体系】



川崎市食育推進会議（部会）の取組

平成28年1月、サンピアンかわさきで「食育講演会」が開催されました。お口の健康に関する講演と、部会所属団体が実施している食育の普及啓発として、ロビーでパネル展示を行いました。

参加者の方からは、収穫体験はどうやって実施しているか教えてほしいなどという声も聞こえ、市民や関係団体の食育への関心を高め、さらなる連携につながるイベントとなりました。



各区食育推進分科会の取組

川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」と連動しながら食育を推進していくため、平成20年度から、各区の「健康づくり推進連絡会議」の下部組織として、「食育推進分科会」を設置し、区の特徴を生かした食育の推進に取り組んでいます。

<食育推進分科会の取組の流れ>

川崎市食育推進計画の確認
↓
食の課題の共有
↓
関係団体の連携による食育活動
↓
活動の評価
↓
次年度の計画

<食育推進分科会委員所属団体>

保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・PTA・医師会・歯科医師会・栄養士会・食品衛生協会・食生活改善推進員・企業・農業関係団体・生産者・子育て関係団体・地域包括支援センター・食育を推進している関係団体等
(区によって構成員は異なります)

川崎区食育推進分科会の取組

長期休暇中や土曜日等にこども文化センターを利用する小学生やその保護者を対象に、食育体験を通して食への関心を高め、子どもを通して家庭への食育の普及啓発を行うことを目的として、こども文化センターを中心に食育推進分科会委員の連携により調理実習を実施してきました。この取組が評価され、平成26年度には文部科学大臣賞を受賞しました。

平成28年度からは全ての世代の住民が健やかに、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける事ができる社会を実現するため、地域の関係団体と地域課題を共有し、食育・健康づくりを通じた地域包括ケアシステムを構築し、新たな連携体制を作るための検討をはじめました。



幸区食育推進分科会の取組

講話「バランスよく食べよう」

平成26年度から「中学生への食育」をテーマに出前講座を実施しました。

平成26年度は「まずは中学生の現状を知ろう！」ということで、「中学生の食生活の現状」について委員を講師とし、分科会の中で勉強会を行いました。

平成27年度は前年度の勉強会の内容を踏まえ、「バランスを考えて、選ぶ力を身につけよう！」をテーマとし、区内中学校1校で出前講座（講話と食育ゲーム）を実施しました。

生徒からは「バランスの良い食事が大切なことが改めて分かった」、「バランスよく選ぶのは難しかった。親の大変さが分かり、感謝の気持ちが湧いた」という声が挙がりました。

平成28年度は中学生本人だけではなく、対象を保護者にも広げ出前講座を実施しました。

これらの取組を通じ、中学生やその家族へ食育の推進を図ることができたのと同時に、委員同士のつながり、地域とのつながりを深めることができました。



何を
選ぶのかな～



バランスよく
選べたね！



中原区食育推進分科会の取組

「働く世代・子育て世代」をテーマに、「食」を通じた健康づくりに取組みました。分科会には従来の食品衛生協会や高齢者施設・医療機関・保育園・幼稚園・学校・食生活改善推進員などに加え、新たに企業の給食関係者が委員となり、「食」を切り口にした健康づくりを推進してきました。

食育推進分科会の取組の一環として「なかはら子ども未来フェスタ」の中で食育交流会を実施しました。中原区で実施している食育活動の紹介、食材あてクイズ等を行い「食」の健康づくりの情報発信を行いました。また、これまでの取組をレシピ集や小冊子としてまとめました。レシピ集等は、川崎市中原区のホームページでも公開しています。

～若い親世代のための～ かんたん☆レシピ集

<http://www.city.kawasaki.jp/nakahara/page/0000058065.html>

「中原区食育の取組」 ～中原区食育事例集～

<http://www.city.kawasaki.jp/nakahara/page/0000074437.html>



高津区食育推進分科会の取組

情報交換や、団体同士のネットワークの構築を行うことで、より良い食育を推進することを目的としました。食の現状や課題を抽出し、「子どもの食育」をテーマに交流会を実施しました。関東地方で畜産農家を営みながら食育を実践している方の講話と「食行動や食習慣について課題と感じていること」と題したグループワークを行いました。また、各団体から野菜のレシピを集めレシピ集を作成しました。

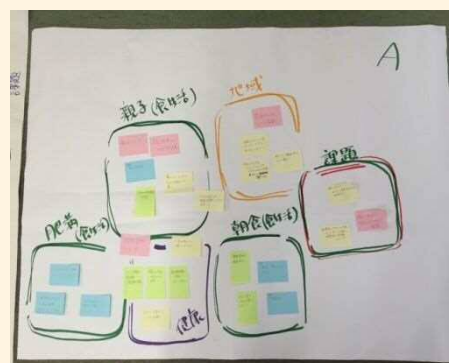
その結果、各団体間の連携が円滑に進むとともに、活性化することができ、イベントやキャンペーンで食育啓発媒体の配付、収穫体験や料理教室等の実施につながりました。



宮前区食育推進分科会の取組

食育を進める上で幅広いアイデアを集めるため、区健康づくり推進連絡会議の委員と合同で、食育について意見を出し合うグループワークを行いました。ライフステージごとの課題や、委員の所属団体間で協力した取組についてなど活発に声が上がりました。委員同士がお互いの考えや活動に対して理解を深め、区内の食育ネットワークを広げることもできました。

また、6月19日の「食育の日」にあわせ、区役所ロビーで食育に関する取組を紹介する展示を行いました。「食育の日」当日は食生活改善推進員によるティッシュ配りと、みそ汁の塩分濃度チェックを行いました。これをきっかけに、より多くの区民の方に食育への関心を持っていただけたと思います。



多摩区食育推進分科会の取組

「思春期への食育」をテーマに取り組みました。

平成26年度は、区内市立中学校4校の1年生に現状を把握するための「食育についてのアンケート」及び委員が講師となった「食育講演会」を実施しました。また、分科会の委員が記事を書いて、「中学生のための食ナビ」を発行し、中学校1年生全員に配布しました。

平成27年度は、改訂した「中学生のための食ナビ」を使用し、「食育講演会」を5校に拡充して行いました。

平成28年度は、全7校に拡充して、中学校生活に慣れるため、例年より早い5月～9月にかけて実施しました。

講演会の後、家庭で食生活を工夫した生徒もみられ、様々な関係者と連携し、思春期の中学生に効果的に普及啓発を行うことができました。



麻生区食育推進分科会の取組

会議では、川崎市食育推進計画の基本方針や目標、食を巡る現状と課題の共有を行い、各委員の取組の紹介や、麻生区での取組内容を検討しました。

平成27年度と28年度は、区民が食育への理解を深め興味を持ってもらうことを目的に、多くの区民が集まるイベント会場などで分科会の委員の取組をパネルにまとめて展示すると共に、ゲーム形式での普及啓発活動を実施することになりました。

若い世代への食育が大切であることから、子育てフェスタや区内の大学と連携して、明治大学黒川農場収穫祭や田園調布学園大学学園祭でパネル展示と食生活改善推進員による野菜計りゲームなどを実施しました。乳幼児から高齢者まで幅広い年代層に向けた食育の取組を、区民に普及啓発することができました。



2 第3期川崎市食育推進計画の取組結果と現状

(1) 第3期計画の取組結果

目標値に達した指標は2つ、未達成の指標は4つでした。

目標1 「楽しい食事で心をはぐくむ」

指標	H24	目標値	H27	評価
①毎日家族と一緒に食事をする人の割合	48.2%	55.0%	50.7%	未達成
②友人・知人・同僚と週1回以上食事をする人の割合の増加	44.0%	増加	29.3%	未達成

乳幼児健診や料理教室等を通して家族や友人等と一緒に食事する大切さに関する取組を実施しましたが、成人に対して友人・知人と一緒に食事をする大切さを伝える取組が少なく、友人・知人・同僚と週1回以上食事をする人の割合は増加しませんでした。ライフスタイルの変化等の食をとりまく環境の変化に対応して引き続き取組む必要があります。

目標2 「元気な体をつくる」

指標	H24	目標値	H27	評価
③主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2回以上する人の割合の増加	56.0%	増加	69.6%	目標達成
④朝食を毎日食べる子どもの割合の増加	小5 95.8% 中2 91.6%	増加	小5 95.5% 中2 90.9%	未達成

幅広い世代を対象に関係機関が連携して食育を推進した結果、主食・主菜・副菜をそろえて食事をする人は大きく増えました。学校生活や講演会等を通して、朝食の大切さを伝えてきましたが、朝食を毎日食べる子どもの割合はほとんど変化が見られませんでした。朝食摂取は基本的な生活習慣を身につける観点から非常に重要であるため、引き続き取組む必要があります。

目標3 「食を通して地域のつながりをつくる」

指標	H24	目標値	H27	評価
⑤食生活改善推進員養成数の増加	3,697人	3,925人	3,944人	目標達成
⑥食に関する地域での活動に参加する人の割合の増加	38.3%	増加	33.6%	未達成

地域で食に関する活動をする食生活改善推進員の養成数は増加しました。活動のきっかけを作る取組が不足しており、食に関する活動に参加している人は33.6%でした。きっかけがあれば活動をしたいと思っている人が29.2%いることから、地域に向いて食育を推進し、活動のきっかけを作る取組が必要です。

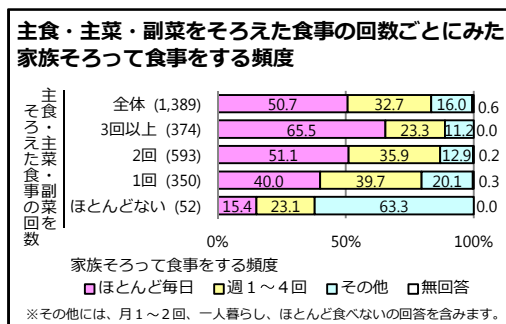
出典 平成24年：平成24年川崎市の食育の現状と意識に関する調査（指標①～③、⑥）
 平成24年：平成24年度市立小中学校学習状況調査（指標④）
 平成27年：平成27年川崎市食育の現状と意識に関する調査（指標①～③、⑥）
 平成27年：平成27年度市立小中学校学習状況調査（指標④）
 平成24年、平成27年：健康福祉局保健所健康増進課調べ（指標⑤）

(2) 川崎市の現状

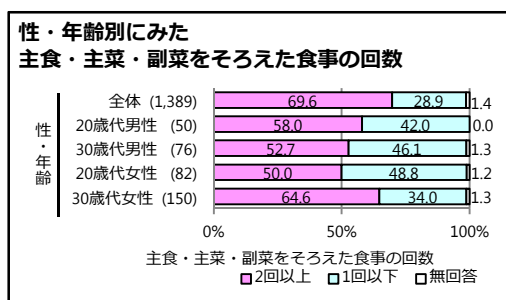
ア 食育の現状と意識に関する調査等から見る川崎市の現状

(グラフについては調査結果を一部改変して作成)

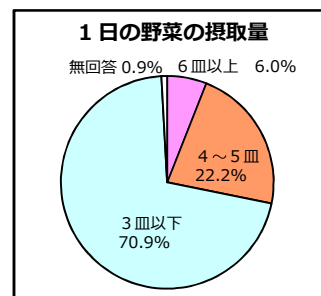
家族や友人等と一緒に食事をしている人には、バランスの良い食事をしている人が多く、また、健康状態もよいと感じている人が多いです。(右図及び参考資料48～50ページ参照)



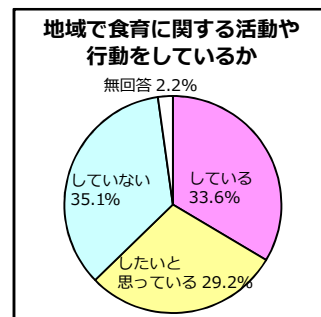
若い世代は、食育に関心が高くなっていますが、朝食を食べない人が多かったり、バランスの良い食事をする回数が少なかったりと食生活に課題が多い傾向にあります。(右図及び参考資料38, 40ページ参照)



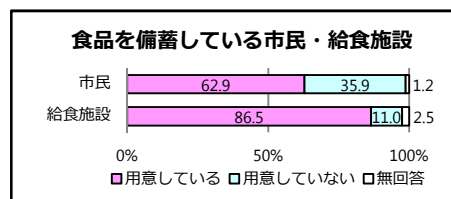
1日に食べる野菜料理の目安は5皿ですが、3皿以下という人が70.9%でした。総務省の家計調査では、生鮮野菜の購入金額が高い傾向でしたが、野菜の摂取量は不足している傾向にあります。(右図及び参考資料41ページ参照)



地域で食に関する活動に参加している人は、33.6%でした。機会があればしたいと思っている人が、29.2%います。(右図及び参考資料39ページ参照)



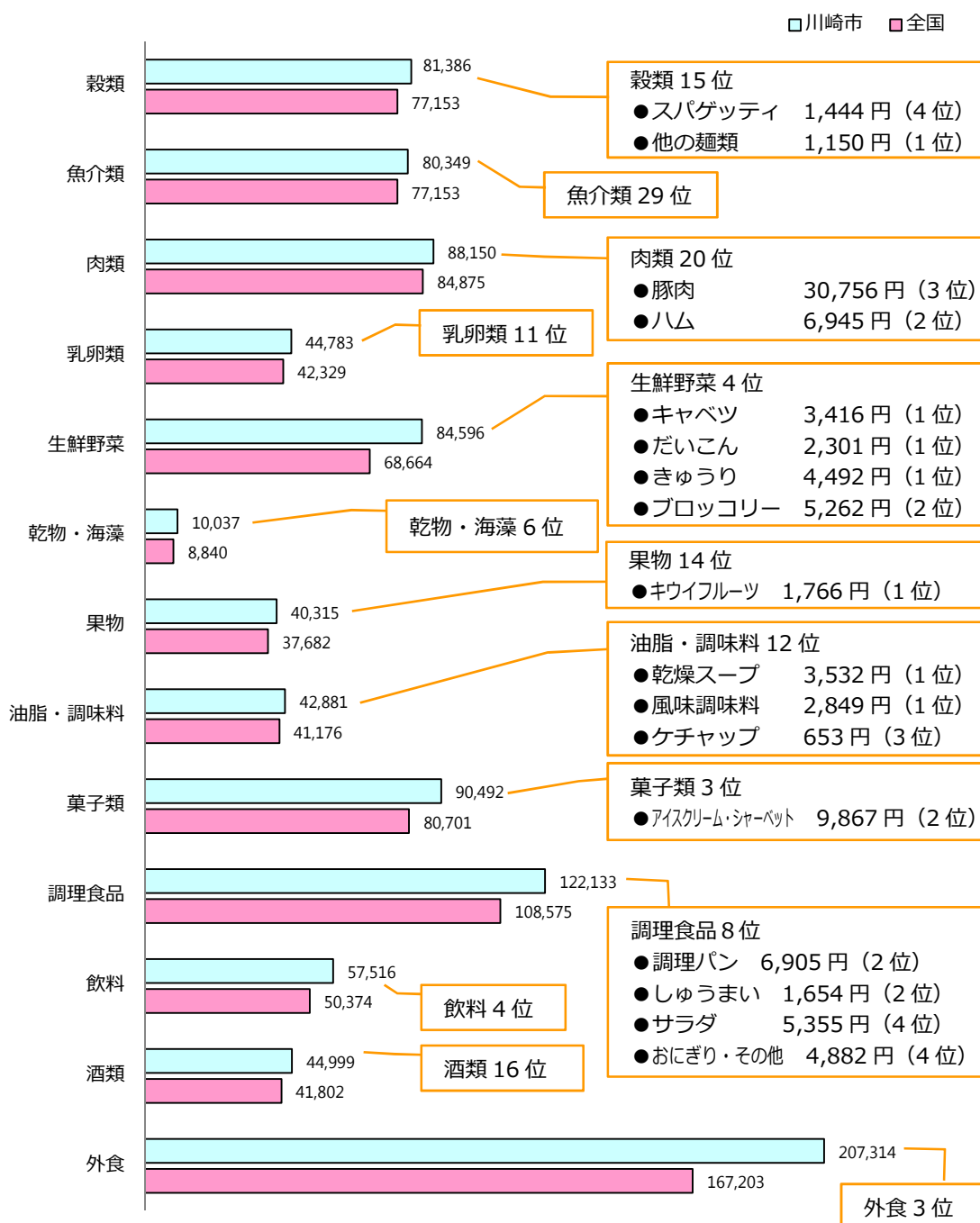
災害に備えて、食品を備蓄している人は62.9%、食品を備蓄している給食施設は86.5%です。(右図及び参考資料51ページ参照/平成27年度特定給食施設栄養管理報告書集計結果より)



イ 総務省「家計調査」から見る川崎市の食事情

2人以上の世帯の品目別年間支出金額及び購入数量の都道府県庁所在地・政令市全51都市のランキング(平成25年～27年平均)集計結果よりまとめました。各食品群において、購入金額の高い食材を●印で示しました。

川崎市では、生鮮野菜、外食、調理食品、菓子、飲料の購入金額が高い傾向にあります。



3 第4期川崎市食育推進計画に向けての課題

第3期計画の取組と各種調査の結果から、第4期計画に向けて4つの課題を抽出しました。

(1) 20歳代、30歳代の若い世代がバランスの良い食事を！

これから親になる(なった)世代であること、生活習慣病の予防につながる世代であることから、若い世代が食についての正しい知識を身につけ、バランスの良い食事を実践し、食に関する知識や取組を次世代につなげるためにも非常に重要な取組です。また、国の第3次食育推進基本計画においては、重点課題のひとつとして、「若い世代の食育」があげられています。

(2) 家族、友人、知人等と一緒に食事を！

社会環境の変化や家族形態に応じて、家族や友人等「誰か」と一緒に食事をする機会が増えることで、食事のバランスが良くなり、健康観が向上すると考えられます。ライフスタイルの変化に対応しながら、引き続き取組む必要があります。

また、子どもの頃から朝食を食べる習慣を身につけることは、基本的な生活習慣の定着につながるだけでなく、家族そろって食べることで、マナーを身につける場となり、家族の生活習慣の改善にもつながることから、引き続き取組む必要があります。

(3) 地域で食に関する活動の充実を！

食は、地域をつなげるきっかけにもなります。地域包括ケアシステムの構築に向けて、これまで以上に「地域で」食育を推進していくことが重要となります。そこで、地域に出向いて食育を推進したり、食生活改善推進員の養成を引き続き実施して地域で行われる食に関する活動を広げたりすることで、食に関する活動のきっかけを作り、食を通じた地域づくりを推進することが必要です。

(4) 災害に備えて、食品の備蓄を！

平成23年(2011年)に東日本大震災、平成28年(2016年)に熊本地震が起きました。「いざ」というときを乗り切るためには、日頃からの備えが必要です。発災後は日頃の備えで乗り切らなければなりません。十分に食品等の備蓄が行われていない家庭や施設もあることから、食育においても重点的に取組む必要があります。

Ⅲ 第4期川崎市食育推進計画の 基本方針

1 基本理念

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進し、全市民が健康である「最幸[※]のまち かわさき」の実現を目指します。

※「最幸」とは、川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを含めて使用しています。

2 基本方針

若い世代から高齢世代までの全てのライフステージに応じた食育の推進、地域での取組を通じた食育及び地域包括ケアシステムの推進により、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指します。

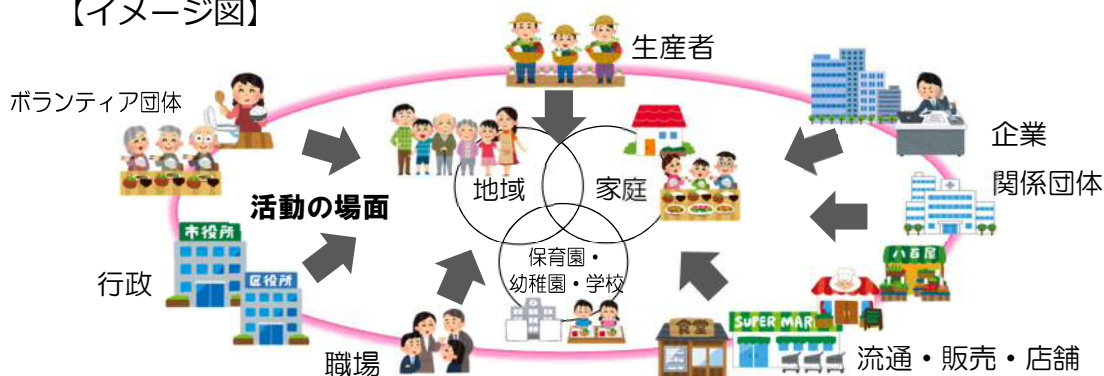
3 計画期間

平成29年度から平成33年度（5年間）

4 推進体制

これまでの計画を継承し、関係機関・団体・企業等の多様な主体が緊密な連携を図りながら、「家庭」「保育園・幼稚園・学校」「地域」「職場」等の場において、食育の推進を図ります。

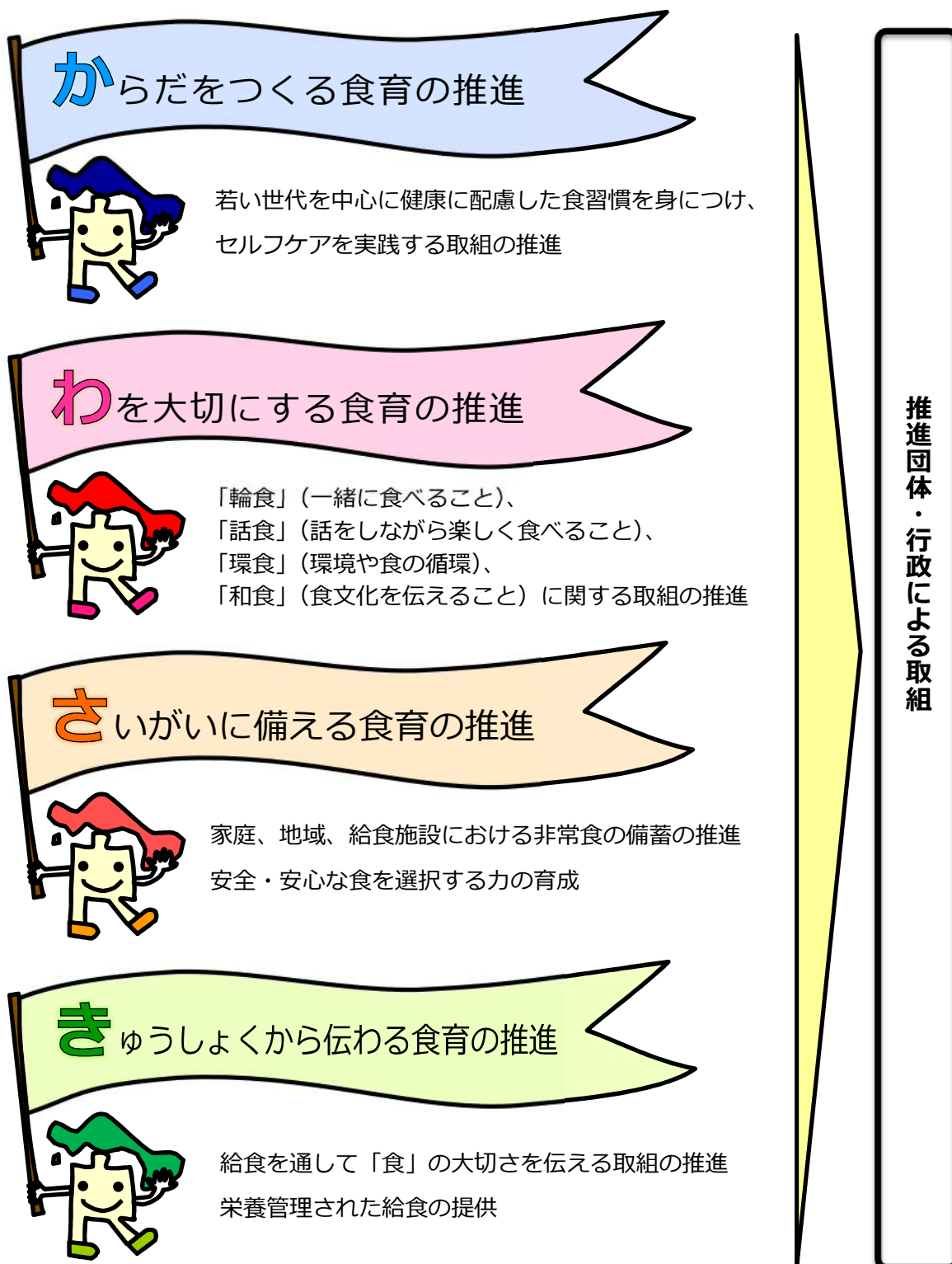
【イメージ図】



5 取組の方向性

次の4つの方向性に基づき、「かわさきの食育」を合言葉に、食育を推進します。

食育の取組は多面的であるため、ひとつの方向性を中心に、他の方向性にも関連付けて進めることとなります。



6 具体的な取組

取組の方向性ごとに、到達目標、重点的な視点と指標を定め、ライフステージに応じて取組を実施します。また、各取組を推進するための参考情報として Web サイトをまとめました。

(1) からだをつくる食育の推進

若い世代においては、食生活の乱れや野菜の摂取不足が課題となっています。健康に配慮した食習慣を身につけることは、心身の健康増進につながります。

●到達目標

バランスの良い食事をする

バランスの良い食事を知る機会を提供し、健康的な食生活となるよう取組を推進します。

生活習慣病を予防する食習慣を身につける

「野菜を食べる」「減塩をこころがける」「よくかんで食べる」ことの大切さを伝え、望ましい食習慣を身につける取組を推進します。

子どもの頃から朝食を食べる習慣を身につけ、規則正しい生活習慣を定着させる取組を推進します。

●第4期計画の重点的な視点

若い世代の健康的な食生活の実践を促す

野菜の摂取量を増やす

●指標

	現状値	目標値
①主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる若い世代（20～30歳代）の割合の増加	57.9%	70%以上
②野菜摂取が1日3皿以下の市民の割合の減少	70.9%	減少
③朝食を毎日食べる子どもの割合の増加	小学校5年生 95.5% 中学校2年生 90.9%	増加

●各ライフステージの取組

ライフステージ	取組内容	主な取組	主管局
妊娠期	妊娠中や家族の食生活、育児について学習する	両親学級 マタニティクッキング 妊婦健診	こども未来局 区役所
乳幼児期	子どもの成長・発達の確認とともに、本人・家族の望ましい食習慣を学習する	乳幼児健康診査 育児相談 離乳食教室・幼児食教室 子育てサロン等出前講座 保育園・幼稚園による食育 食育講座・遊びの広場	こども未来局 健康福祉局 区役所
学童期 ・ 思春期	食を選択する力を学習する 自分で食事を作る力を身につけるための調理実習を行う	学校における食育 食育推進コンテスト 保健だより 給食だより 地域における料理教室	健康福祉局 区役所 教育委員会事務局
青年期 ・ 壮年期 ・ 高齢期	バランスのよい食事や生活習慣病・低栄養を予防する食生活について学習する	特定健診・保健指導 歯科健診 PTA 家庭教育学級 健康づくりに関する事業 (職場における生活習慣病を予防する出前講座等) 介護予防に関する事業 (町内会における低栄養を予防する出前講座等) 男性料理教室 くらしのセミナー	経済労働局 健康福祉局 区役所
その他	野菜の摂取量の増加やバランスのよい食事の実践に関する情報提供を行う	スーパー等における普及啓発 市政だよりによる広報	健康福祉局 区役所

★「からだをつくる食育の推進」に関するキーワード

バランスのよい食事

主食・主菜・副菜をそろえて食事をすることで、必要な栄養素をバランスよくとることができます。主食・主菜・副菜をそろえた食事が1日2食以上の場合、1食以下と比べて、栄養素摂取量が適正となることが報告されています。

主食 米、パン、めん類等で、主として炭水化物の供給源となる。

主菜 魚、肉、卵、大豆製品を使った料理で、たんぱく質や脂肪の供給源となる。

副菜 野菜等を使った料理で、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維を補う。

野菜を食べる



野菜プラス1皿の推奨

野菜には、食物繊維、ビタミン、ミネラルが多く含まれています。便秘予防、生活習慣病の発症予防や重症化予防が期待できます。

健康なからだづくりのためには、1日350g以上が目標量ですが、多くの人が不足しています。350gは、生の野菜だとだいたい両手のひらいっぱいに乗せた量です。野菜料理だと、小皿で約5皿分になります。

家庭では、トマト等の生で食べられる野菜やブロッコリー等の電子レンジでも調理可能な野菜を常備したり、野菜スープを冷凍保存したりすると、忙しい時でも短時間で野菜料理が準備できます。外食では、野菜をたくさん使ったメニューを選ぶなど、少しでも野菜を食べるように心がけましょう。

減塩

日本人の1日の食塩量の目安は男性8g未満、女性7g未満です（日本人の食事摂取基準2015年版より）。しかし、目安よりも約2g多く摂取しています（平成26年国民健康・栄養調査より）。

食塩の摂りすぎは高血圧を招きます。食塩の摂取量を1g減らすと高血圧の方は、収縮期血圧が1mmHg下がります。

料理をするときは、だしのうま味を活用したり、レモンやみつば等の香りをつけたりして、薄味でもおいしく食べる工夫をしましょう。加工食品、インスタント食品等は、どのくらいの食塩が含まれているのか栄養成分表示を確認しましょう。食塩の量を確認し、食品を購入することは減塩への手だてにもなります。

よくかんで食べる

よくかんで食べることで、唾液の分泌量が増え、口の中がきれいになり、歯周病をはじめとした病気を予防したり、消化・吸収が良くなったりします。

また、早食いを防止し、満腹感が得られるため、食べ過ぎを防ぎ、肥満の予防や解消につながったり、ゆっくり、よく味わうことになり、うす味も十分な満足感が得られたりします。

(2) わを大切に作る食育の推進

「わ」には、輪食の「わ」、話食の「わ」、和食の「わ」、環食の「わ」の4つの意味が込められています。また、食を通して、「わ」を広げ、地域のつながりをつくっていきます。

●到達目標

家族や友人・知人等と一緒に食事をする（輪食、話食）

誰かと一緒に食事をすることで、食を楽しみ、マナーを身につけ、バランスの良い食生活を実践できるような取組を推進します。

食の循環や環境を意識する（環食）

食に関する感謝の念を深めるため、農業体験等を通して食べ物の循環を理解する取組、地産地消につながる取組、食品ロスの削減等の環境に配慮した取組を推進します。

食文化を継承する（和食）

家庭や地域で継承されてきた食文化や和食を次世代へ継承する取組を推進します。

地域で食に関する活動を実施する（輪食）

地域で食に関するボランティア活動を行う人、食に関するイベント等に参加する人を増やす取組を推進します。

●第4期計画の重点的な視点

子どもが大人と一緒に食べる大切さを伝える

地域における食育の担い手の活動を支援する

●指標

	現状値	目標値
④毎日1回以上家族や友人・知人等と一緒に食事をする市民の割合の増加	58.5%	増加
⑤大人と一緒に食事をする3歳児の割合の増加	81.7%	増加
⑥地域で食に関する活動に参加する市民の割合の増加	33.6%	40%以上
⑦食生活改善推進員の養成数の増加	3,944人	4,250人

●各ライフステージの取組

ライフステージ	取組内容	主な取組	主管局
妊娠期	和食を中心とした食生活を学習する	両親学級 マタニティクッキング	こども未来局 区役所
乳幼児期	家族と一緒に食事を する大切さを学習する 農産物に触れる機会を 通して食料の生産から 消費に至る食の循環に ついて学習する	乳幼児健康診査 育児相談 離乳食教室・幼児食教室 子育てサロン等出前講座 保育園・幼稚園による食育 親子でランチ 食育講座・遊びの広場	こども未来局 健康福祉局 区役所
学童期 ・ 思春期	農産物に触れる機会を 通して食料の生産から 消費に至る食の循環に ついて学習する	学校の食育・教科授業 米づくり等の農業体験 地域職業体験 旬の食材を用いた調理実習 食べ物の生産に関する授業 企業による出前講座	健康福祉局 区役所 教育委員会事務局
青年期 ・ 壮年期 ・ 高齢期	家族や友人等と一緒に 食事をする大切さを学 習する 環境に配慮した調理の 仕方について学習する	特定健診・保健指導 歯科健診 PTA 家庭教育学級 (エコクッキング講座) 介護予防に関する事業 (町内会における低栄養を予 防する出前講座等) 会食会	環境局 健康福祉局 区役所
その他	食育の日の普及啓発 地域の名産品の紹介 農業のできる場の提供 地域の食育の担い手の 養成	食育キャンペーン Buy かわさきフェスティバル 川崎市市民農園 食生活改善推進員の養成 地区活動支援事業	経済労働局 健康福祉局 区役所

★「わを大切に作る食育の推進」に関するキーワード

共食

誰かと一緒に食事をするを「共食」といいます。

家族や友人、職場の同僚、地域の方との共食の時間はありますか？

子どもにとって、家族や友達との共食の時間は、食事の楽しさを味わい、食に対する興味や意欲、食べ物への感謝の心をはぐくみ、マナーを身につける大切な時間です。

高齢期には食事量が減り、低栄養になることがあります。元気な毎日を送るためにも、家族や友人、地域の方との共食の時間を作りましょう。

会話を楽しみながら食事をする、1人で食事をするときよりも多く食べられる、ということもあるのではないのでしょうか。料理の品数も増えるので、栄養バランスも整いやすくなります。

食事の時間は、空腹を満たすためだけの時間ではありません。忙しい毎日でも、食事の時間は一息ついて、ゆっくりと楽しみましょう。

食の循環

食料の生産から消費に至るまでを、「食の循環」といいます。

食に対する感謝の念を深めていくためには、自然や社会環境との関わりの中で、食の循環を意識し、生産者を始めとして多くの関係者により食が支えられていることを理解する必要があります。

食べられるのに捨てられる食品のことを「食品ロス」といいます。日本における食品ロスの量は年間約642万トンです。そのうち、約312万トン家庭からの食品ロスです。食品ロスを減らすため、買い物をするときには冷蔵庫の在庫をチェックしてから行く、料理は作りすぎない、消費期限や賞味期限の短いものから食べる、外食では適量を注文することなどを意識してみましょう。

また、川崎市で作られた野菜などの食品を意識して食べることで、地域の自然や食文化等への理解を深めることにつながります。直売所での野菜の購入や農業体験等を通して、生産者や生産過程を知ること、食べ物への感謝の気持ちを抱ききっかけにもなります。

(内閣府「第3次食育推進基本計画」より一部改編)

和食

日本の国土は南北に長く、気候や地形の変化に富み、それにより各地で多様な食材が親しまれています。古来より食材そのものの味を活かす調理技術や調理道具が発達してきました。

多様な食材は「うま味」を使い、一汁三菜の献立に仕立てることで、バランスがよく健康的な食事になります。また季節感を大切にし、旬の食材、器や盛りつけで自然の美しさを表現して楽しむことができました。

日本の四季や自然と密接に結びついた「和食」は、各地の年中行事とともに継承され、食されてきました。「和食」とは単に料理のカテゴリーを示すのではなく、長い年月をかけて自然と共に生きてきた日本人の文化のひとつだと言えます。

(3) 災害に備える食育の推進

「いざ」という時を乗り切るために、備えることが大切です。備蓄をする家庭・地域・施設を増やすことはもとより、食に関する危機管理の一環として、食の安全・安心に関する知識を身につけ、日頃から地域のつながりを大切にする取組を推進します。

●到達目標

災害に備えて備蓄する

災害時に備え、家庭や給食施設における食品の備蓄に関する取組を推進します。

食の安全、安心に関する知識を身につける

食の安全に関する正しい知識の習得や食の安全性の確保に関する取組を推進します。

●第4期計画の重点的な視点

家庭や施設における災害時の食品の備蓄の推進

●指標

	現状値	目標値
⑧食品を備蓄している市民の増加	62.9%	増加
⑨食品を備蓄している給食施設の増加	86.5%	増加

●各ライフステージの取組

ライフステージ	取組内容	主な取組	主管局
妊娠期	家族構成や施設利用者 に応じた食品の備蓄の 普及啓発 食中毒予防(手洗いの仕 方等)や食品表示の見方 について学習する 連携した食育の取組を 通して災害時に支え合 える地域をつくる	両親学級 マタニティクッキング	総務企画局 経済労働局 健康福祉局 区役所
乳幼児期		離乳食教室・幼児食教室 子育てサロン出前講座	
学童期 ・ 思春期 ・ 青年期 ・ 壮年期 ・ 高齢期		食品衛生啓発事業 くらしのセミナー 健康づくりに関する事業 (職場における出前講座等) 介護予防に関する事業 (町内会における出前講座 等) 会食会	
その他		「備える。かわさき」の配布 給食施設講習会 栄養士研修会	

★「災害に備える食育の推進」に関するキーワード

災害時における調理飲食物等提供に関する協定－川食まごころ一丁！－

地震等による災害発生又は発生のおそれがある場合に、被災した市民に対する緊急に必要な調理飲食物等の確保を図るため、川崎市と川崎市食品衛生協会が平成8年に「災害時における調理飲食物等提供に関する協定－川食まごころ一丁！－」を結びました。

川崎市の要請に基づき、川崎市食品衛生協会は会員が保有する食材を活用して、会員店舗及び避難所等において衛生的な調理飲食物を被災市民に優先的に配達・提供することとなっています。

食の安心と安全の違い

「食の安全」は、科学的、客観的な評価によって得られるもの

「食の安心」は、個人の判断、主観によるもの

安全な食品を、安心して食べられるよう、食の安全に関する知識を身につけましょう。

(4) 給食から伝わる食育の推進

給食とは、学校、保育園における食事だけでなく、企業の社員食堂や病院などの食事も給食に含まれます。健康増進法の中で1回に100食以上または1日250食以上の給食を継続して提供する施設を「特定給食施設」とし、栄養管理の基準に従って、給食を実施しなければならないことが定められています。

給食を提供する施設における食育の推進は、利用者だけでなく利用者の家族や地域にも伝わります。

●到達目標

一緒に食べる楽しみを知る

友人、知人、同僚等と共に食べることで、食への理解を深める取組を推進します。

適正な体格を維持する給食の提供

栄養管理された給食を通して、適正な体格を維持する取組を推進します。

食に関する情報を発信する

給食だより等を活用して情報を発信し、本人だけでなく、家庭へと広げる取組を推進します。

●第4期計画の重点的な視点

利用者に合わせて栄養管理された給食を提供する施設を増やす

給食を通して、家庭や地域の食育推進につなげる

●指標

	現状値	目標値
⑩利用者の体格の変化を把握している給食施設の増加	81.9%	増加
⑪適切な栄養管理（給与栄養目標量の設定）を行っている給食施設の増加	90.2%	増加

●各ライフステージの取組

ライフステージ	取組内容	主な取組	主管局
乳幼児期	教室や食堂等を利用し、共に給食を食べる機会を提供する	保育園・幼稚園等における給食	健康福祉局 こども未来局 区役所 教育委員会事務局 病院局
学童期 ・ 思春期		学校等における給食	
青年期 ・ 壮年期 ・ 高齢期		会社、寮における給食 社会福祉施設における給食 老人福祉施設等における給食	
その他		病院等における給食	

★「給食から伝わる食育の推進」に関するキーワード

適正な体格とは

自分の適正体重を知って普段の食習慣と運動習慣を見直してみましょう。

適正な体格は、BMI (Body・Mass・Index) を参考にします。BMI は自分の体格を数値で表したもので、体重と身長から算出することができます。

$BMI = \text{体重(kg)} \div (\text{身長(m)} \times \text{身長(m)})$

BMI は年齢によって目標とする範囲が異なります。(表 1)

標準体重は BMI「22」で最も肥満に関連する病気になりにくい状態とされています。

$\text{標準体重} = (\text{身長(m)} \times \text{身長(m)}) \times 22$

乳幼児や学童は、母子健康手帳などで確認しましょう。

表 1 目標とする BMI の範囲

年齢(歳)	BMI
18~49	18.5~24.9
50~69	20.0~24.9
70 以上	21.5~24.9

(日本人の食事摂取基準 2015 年版より)

中学校給食がはじまります！！

いよいよ平成29年中に川崎市のすべての中学校で給食が始まります。もうすぐ大人になる中学生が、生涯にわたって健康的な生活を送るための「健康給食」を提供するとともに、学校や家庭、地域等で食育の輪を広げていきます。

(1) 中学校における「食育」の目標

中学生の食に関する現状・課題や、発達段階を踏まえ、給食を中心として、保健体育科や家庭科、特別活動等のさまざまな経験を通じて、家庭や地域社会等と連携しながら、以下の目標の達成を目指します。

- ①栄養や食事のとり方など、「食」に関する正しい知識の習得を目指します。
- ②正しい知識を活用して、自ら食生活をコントロールしていく「食の自己管理」ができる人間を育てます。
- ③「食」に関する指導等を通じて、地域への「愛着」と「理解」を深め、生産者等への「感謝」の心を育みます。

※市内産の農産物を中学校給食の統一献立で使用するなど、地産地消の取組を進めます。

(2) 中学校給食の目指す姿

本市の中学校給食では、以下の3点を重視して、さまざまな取組を進めていきます。

①とにかく「美味しい」中学校給食

【重点取組項目】

- 「国産食材」にこだわる「**主要食材国産率 100%**」
- 和風の天然だしなど、薄味だけどおいしい味付けの工夫**

②自然と「健康」になる中学校給食

【重点取組項目】

- 年間を通した**1食平均で「国産野菜 125g」**が摂れる
- 米飯給食 90%以上、「和」の食生活が自然と身につく「健康給食」**
- 適量が分かりやすい食器のデザイン（ご飯盛り付けラインの表示）**

③みんなが「大好きな」中学校給食

【重点取組項目】

- 人気ランキング**を定期的に募集して、**献立に反映**させる
- 中学生と保護者からレシピを募集して、**優秀作品は給食献立に採用**する



(5) 食育に関するWebサイト

食育の推進に全体に関わる情報
●食育の推進 【農林水産省ホームページ】 http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/
●食生活指針について 【厚生労働省ホームページ】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128503.html
●食育ガイド 【内閣府ホームページ】(国立国会図書館保存ページ) http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/data/guide/
●健康日本21(第2次) 【厚生労働省ホームページ】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouinippon21.html
からだをつくる食育の推進に関する情報
●「食事バランスガイド」について 【厚生労働省ホームページ】 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyuu-syokuji.html
●妊産婦のための食生活指針 【厚生労働省ホームページ】 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/02/h0201-3.html
●授乳・離乳の支援ガイド 【厚生労働省ホームページ】 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/s0314-17.html
●スマートライフプロジェクト http://www.smartlife.go.jp/
わを大切にする食育の推進
●知ってる?日本の食料事情 【農林水産省ホームページ】 http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/
●食品ロスの削減・食品廃棄物の発生抑制 【農林水産省ホームページ】 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/
●農林漁業体験の推進 【農林水産省ホームページ】 http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/s_edufarm/index3.html
●食文化 【農林水産省ホームページ】 http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/index.html
災害にそなえる食育の推進
●食中毒 【厚生労働省ホームページ】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html
●家庭でできる食中毒予防の6つのポイント 【厚生労働省ホームページ】 http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/point0709.pdf
●これからママになるあなたへ 【厚生労働省ホームページ】 http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/06.html
●知っておきたい食品の表示(消費者向け) 【消費者庁ホームページ】 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syoku_hyou_all.pdf
●早わかり食品表示ガイド(事業者向け) 【消費者庁ホームページ】 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/jas_1606_all.pdf
給食から伝わる食育の推進
●健康増進法 【電子政府の総合窓口(e-Gov)】 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO103.html

【平成28年10月アクセス確認】

7 ライフステージに応じた食育の重点目標

ライフステージ 取組の方向性	妊娠期	乳幼児期 概ね0～6歳	学童期 概ね7～12歳
	からだをつくる 食育の推進	●必要な栄養について理解し、バランスの良い食事をする	●早寝早起きや1日の食事のリズム等、基本的な生活習慣を身につける
わを大切にする 食育の推進	●家族そろって食事をする		
	●食の循環を理解し、環境に配慮した食生活を実践する	●農業体験等を通して、食の循環を学び、感謝の気持ちをはぐくむ	
	●食文化を次世代へつなぐ ●和食を中心とした食生活を実践する	●家庭の味や地域の味、行事食を知る ●箸使いなどの作法を身につける	
災害に備える 食育の推進	●食に関する活動を知り、		
	●非常食を備蓄する ●食の安全・安心に関する		
給食から伝わる 食育の推進	●利用者の健康に配慮した		
	●給食を通して食に関する		

思春期	青年期	壮年期	高齢期
概ね13～19歳	概ね20～39歳	概ね40～64歳	概ね65歳以上
知識を身につける つける	●野菜料理をもう 1皿食べ、食事の バランスを良くす る	●減塩をこころが け、よく噛んで食 べ、生活習慣病を 予防する	●バランスの良い 食事をし、低栄養 を予防する
●家族、友人、同僚等と一緒に食事をする			●家族、友人、地域 の人等と一緒に食 事をする
●食の循環を理解し、環境に配慮した食生活を実践する			
●家庭や地域で引き継がれてきた食文化を大切にする ●食文化を次世代へつなぐ			●食文化を次世代 へつなぐ

参加する

知識を身につける

食事を提供する

情報を発信する

8 目標達成に向けた評価指標一覧

指標	現状値※	目標値
からだをつくる食育の推進		
①主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる若い世代（20～30歳代）の割合の増加	57.9%	70%以上
②野菜摂取が1日3皿以下の市民の割合の減少	70.9%	減少
③朝食を毎日食べる子どもの割合の増加	小学校5年生 95.5% 中学校2年生 90.9%	増加
わを大切にする食育の推進		
④毎日1回以上家族や友人・知人等と一緒に食事をする市民の割合の増加	58.5%	増加
⑤大人と一緒に食事をする3歳児の割合の増加	81.7%	増加
⑥地域で食に関する活動に参加する市民の割合の増加	33.6%	40%以上
⑦食生活改善推進員の養成数の増加	3,944人	4,250人
災害に備える食育の推進		
⑧食品を備蓄している市民の増加	62.9%	増加
⑨食品を備蓄している給食施設の増加	86.5%	増加
給食から伝わる食育の推進		
⑩利用者の体格の変化を把握している給食施設の増加	81.9%	増加
⑪適切な栄養管理（給与栄養目標量の設定）を行っている給食施設の増加	90.2%	増加

※出典 平成27年川崎市食育の現状と意識に関する調査（指標①、②、④、⑥、⑧）
 平成27年度市立小中学校学習状況調査（指標③）
 平成28年10月3歳児健康診査結果（指標⑤）
 平成27年度栄養管理報告書集計結果（給与栄養目標量を設定している施設）（指標⑨、⑪）
 平成27年度肥満並びにやせに該当する者の割合に関する調査（指標⑩）
 健康福祉局保健所健康増進課調べ（指標⑦）

資料編

1 平成27年川崎市食育の現状と意識に関する調査（抜粋）

1 調査概要

調査の対象者	川崎市在住の満20歳以上の男女
対象者の抽出	住民基本台帳及び外国人登録原票から層化二段無作為抽出
対象者数	3,500人
有効回収数	1,389枚（回収率39.7%）
調査方法	郵送調査
調査時期	平成28年1月8日（金）～平成28年1月25日（月）

2 調査結果

（1）基本属性

ア 性別

	基数	構成比
男性	529	38.1%
女性	800	57.6%
無回答	60	4.3%
全体	1,389	100.0%

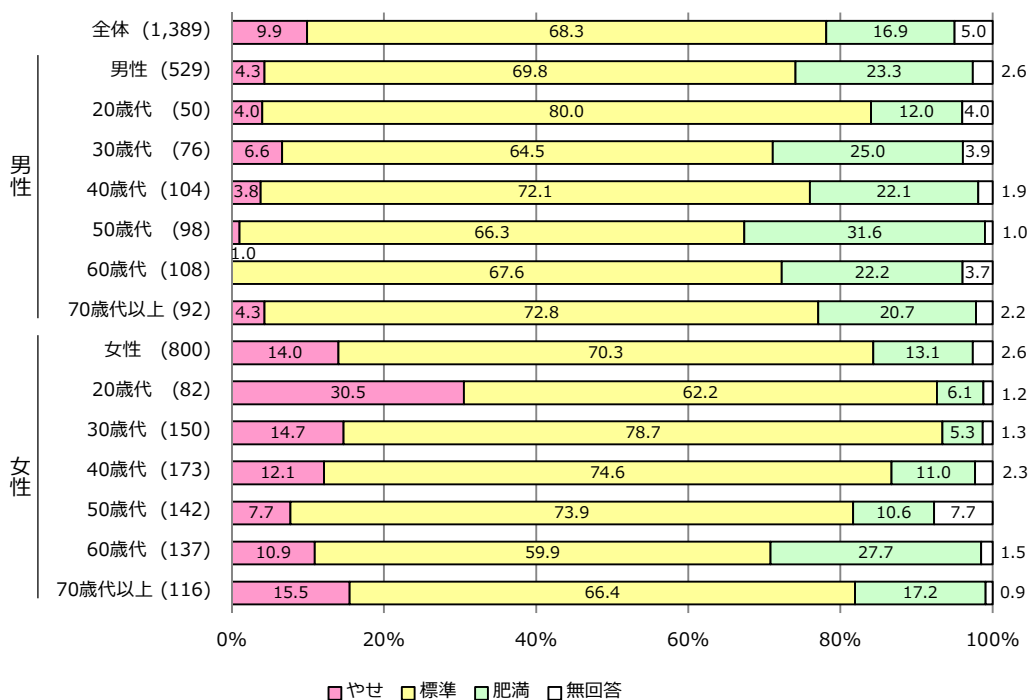
イ 居住区

	基数	構成比
川崎区	200	14.4%
幸区	157	11.3%
中原区	235	16.9%
高津区	212	15.3%
宮前区	193	13.9%
多摩区	185	13.3%
麻生区	172	12.4%
無回答	35	2.5%
全体	1,389	100.0%

ウ 年齢

	基数	構成比
20歳代	134	9.8%
30歳代	227	16.3%
40歳代	278	20.0%
50歳代	246	17.7%
60歳代	250	18.0%
70歳以上	220	15.8%
無回答	34	2.4%
全体	1,389	100.0%

工 BMI



※BMI (Body Mass Index) とは、体格の判定について広く用いられている指標で、次の式で導くことができ、「22」が標準とされています。

$$\text{BMI} = \text{体重(kg)} \div (\text{身長(m)} \times \text{身長(m)})$$

また、日本肥満学会ではBMIの判定基準を、18.5未満を「やせ」、18.5以上25.0未満を「普通」、25.0以上を「肥満」と定めています。

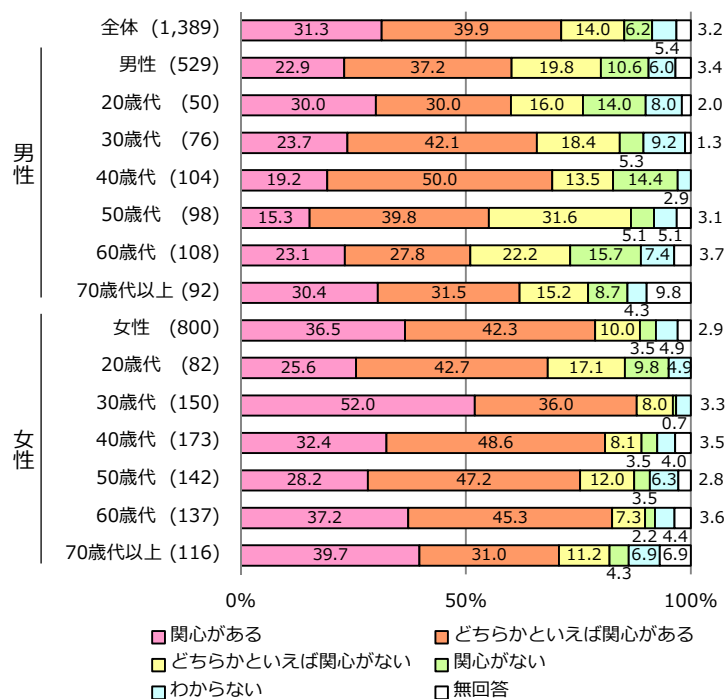
(2) 調査結果

【問】食育に関心がありますか。(○は1つ)

<性・年齢別の食育に対する関心>

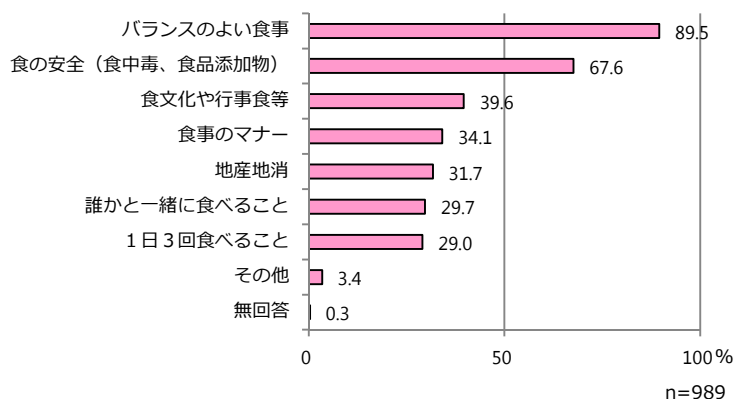
食育に対する関心について、「どちらかといえば関心がある」が全体の39.9%で最も多く、次いで「関心がある」31.3%でした。

性・年齢別にみると、「関心がある」の割合は、男性は20歳代で30.0%、70歳代以上で30.4%と多く、50歳代で15.3%と最も少なくなっています。一方女性は、30歳代で52.0%と最も多く、20歳代で25.6%、50歳代で28.2%と少なくなっています。



【問】何に関心がありますか。(あてはまるもの全てに○)

食育に対する関心で「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した人に、関心のあることについて聞いたところ、「バランスのよい食事」が全体の89.5%で最も多く、次いで「食の安全(食中毒、食品添加物)」67.6%、「食文化や行事食等」39.6%でした。

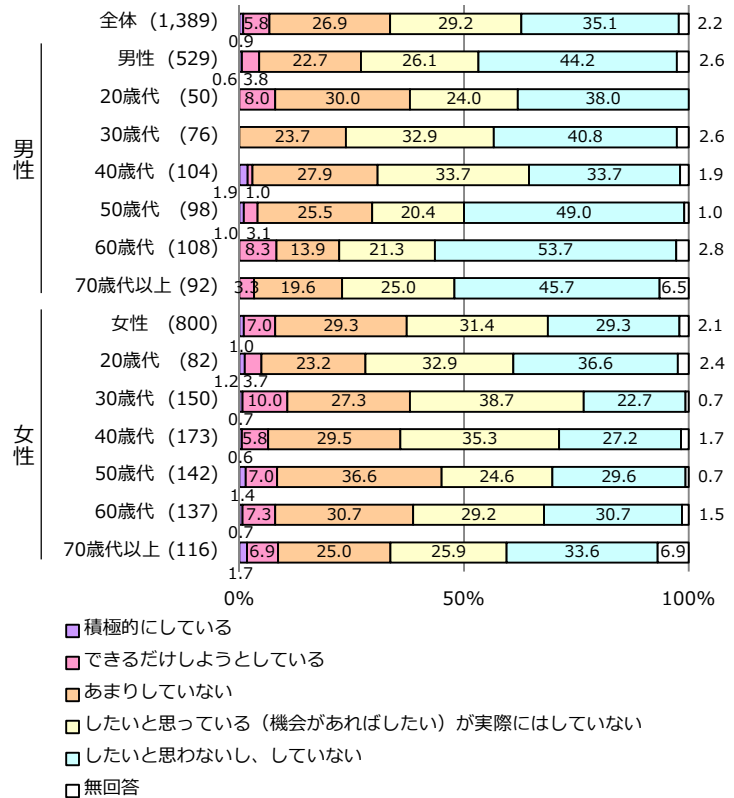


【問】地域で食育に関する何らかの活動や行動をしていますか。(〇は1つ)

<性・年齢別の地域で食育に関する活動や行動の実施>

地域で食育に関する活動や行動の状況について、「したいと思わないし、していない」が全体の35.1%で最も多く、次いで「したいと思っている(機会があればしたい)が実際にはしていない」29.2%、「あまりしていない」26.9%でした。

性・年齢別にみると、「したいと思わないし、していない」の割合は、男女とも年齢が上がるほど、その割合も増加する傾向がみられます。

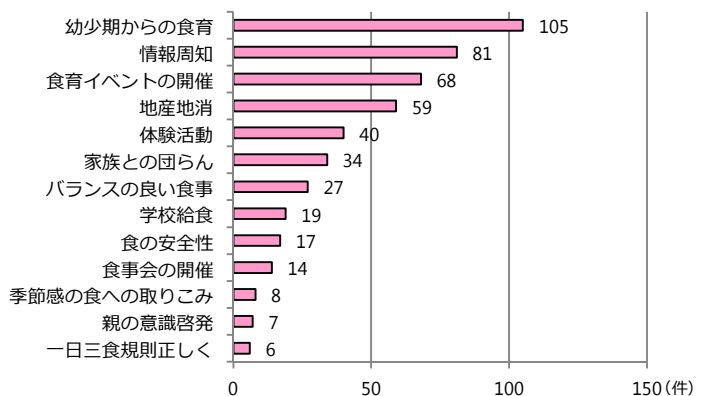


【問】あなたの身近なところで食育を推進するために、必要な取り組みはどのようなものだと思いますか。ご自由にお書きください。

<身近なところで食育を推進するために、必要な取り組み(主な記入内容)>

記入者は514人でした(複数回答あり)。

身近なところで食育を推進するために、必要な取り組みについて聞いたところ、「幼少期からの食育」が105件で最も多く、次いで「情報周知」81件、「食育イベントの開催」68件でした。

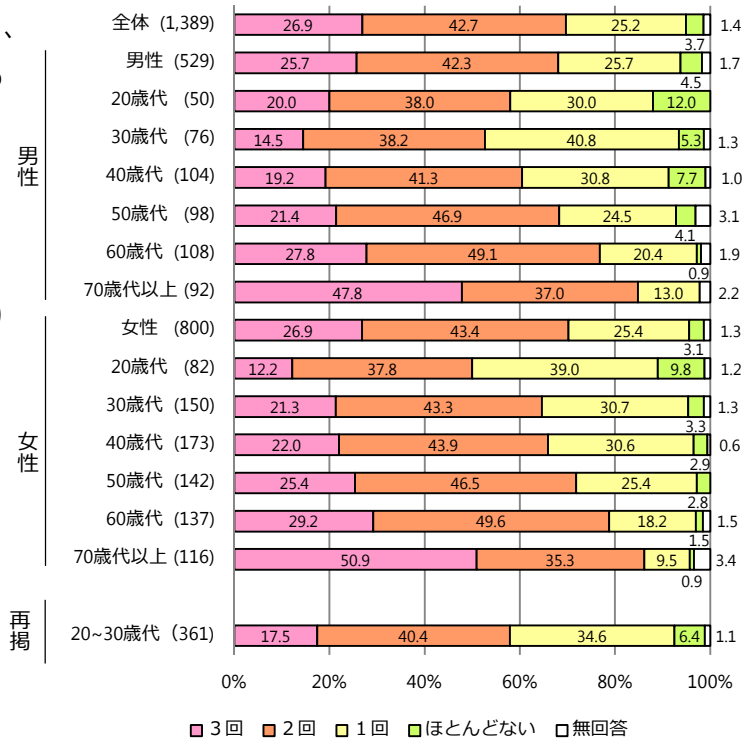


【問】主食（ごはん・パン・めんなど）、主菜（魚・肉・卵・大豆製品の料理）、副菜（野菜を主にした料理）をそろえて食べることが1日のうちに何回ありますか。
 (〇は1つ)

<性・年齢別の主食、主菜、副菜をそろえた食事の回数>

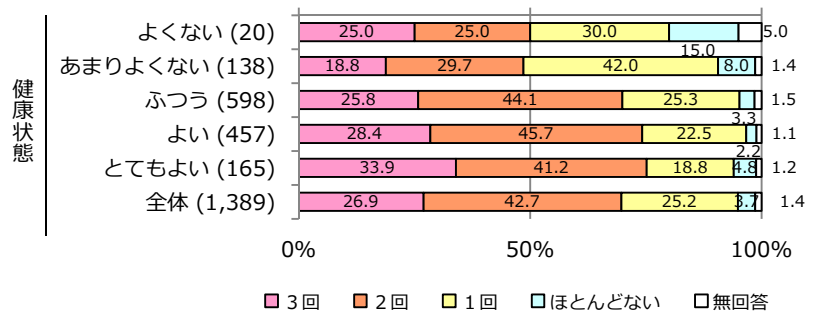
「2回」が全体の42.7%と最も多く、次いで「3回」26.9%、「1回」25.2%でした。

性・年齢別にみると、3つをそろえた食事の回数は、男女とも年齢が上がるほど、増加する傾向にあり、特に70歳代以上では、「3回」の割合が男性47.8%、女性50.9%となっています。



<現在の健康状態別の主食、主菜、副菜をそろえた食事の回数>

現在の健康状態別にみると、健康状態がよいほど、主食、主菜、副菜をそろえた食事の回数も多い傾向がみられます。



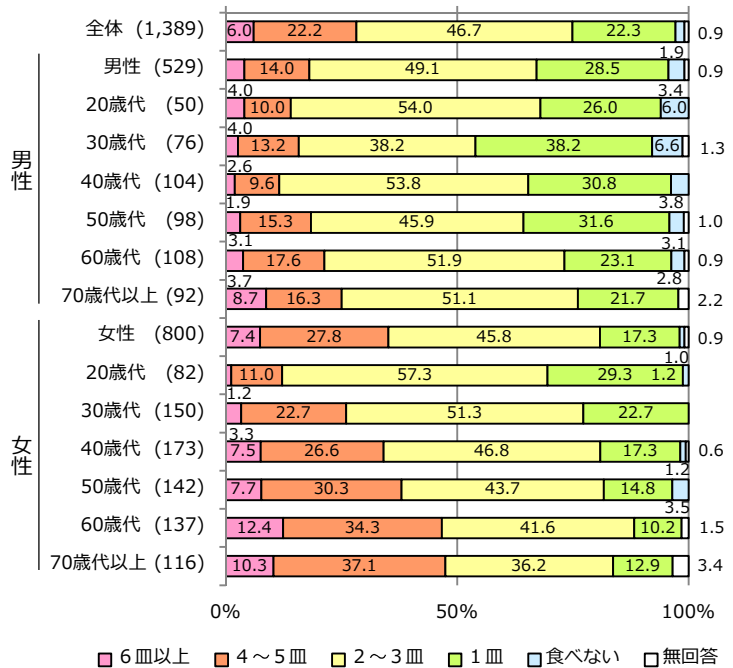
【問】野菜料理を1日にどのくらい食べていますか。

野菜料理約70g（トマトなら半分、かぼちゃなら3切れ程度）を1皿として、例を参考に、お皿の数でお答えください。（〇は1つ）

<性・年齢別の1日の野菜の摂取量>

「2～3皿」が全体の46.7%で最も多く、次いで「1皿」22.3%、「4～5皿」22.2%、「6皿以上」6.0%、「食べない」1.9%でした。

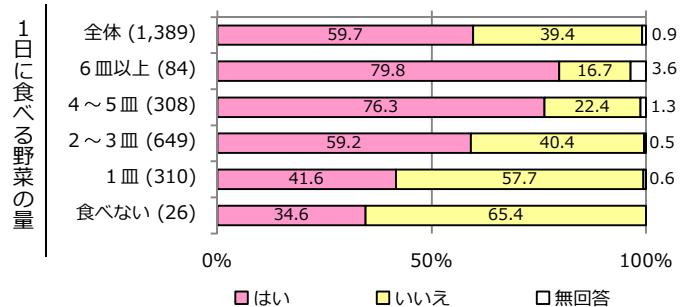
性・年齢別にみると、「6皿以上」「4～5皿」のそれぞれの割合は、男性の40歳代以上と女性の60歳代以下で年齢が上がるほど、その割合も増加する傾向がみられます。



【問】川崎産の農産物があることを知っていますか。（〇は1つ）

<1日に食べる野菜の量別の川崎産の農産物の認知度>

川崎市産の農産物の認知度を、1日に食べる野菜料理の量別にみると、川崎市産の農産物のを知っている人（「はい」と回答した人）の割合は、1日に食べる野菜料理の量が増えるほどその割合も増加する傾向がみられます。

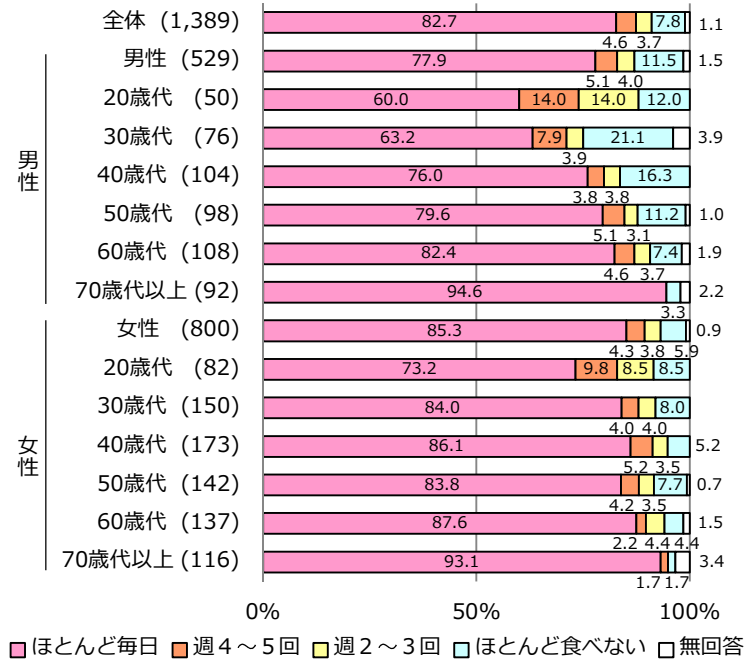


【問】朝食は食べますか。(○は1つ)

<性・年齢別の朝食の摂取状況>

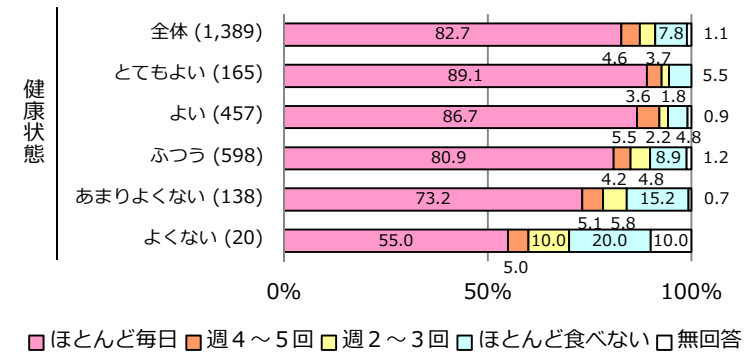
朝食について、「ほとんど毎日」が全体の82.7%で最も多く、次いで「週4～5」4.6%、「週2～3回」3.7%でした。

年齢別にみると、「ほとんど毎日」の割合は、男女とも70歳以上で最も多く、年齢が上がるほど、その割合も増加する傾向がみられます。



<現在の健康状態別の朝食の摂取状況>

現在の健康状態別にみると、「ほとんど毎日」の割合は、健康状態がよいほど、その割合も増加する傾向がみられます。

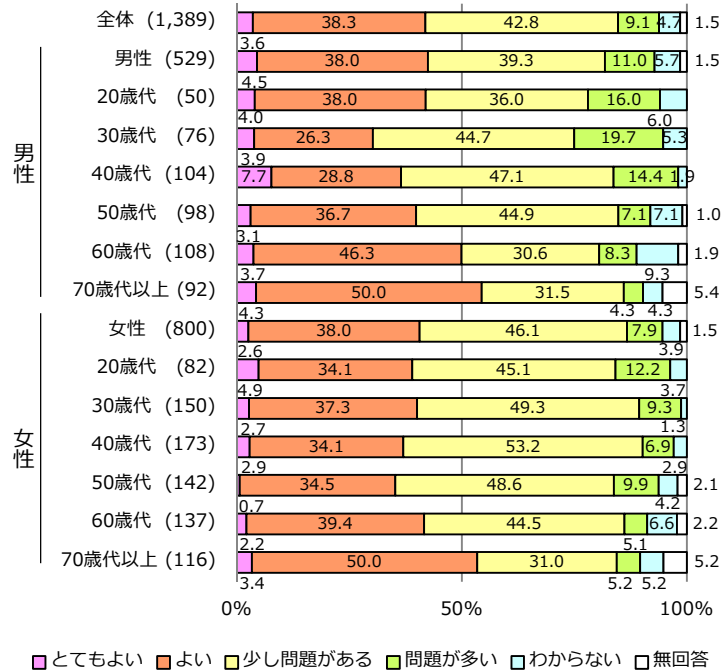


【問】 ご自身の食生活をどう思いますか。(○は1つ)

<性・年齢別の自身の食生活に対する評価>

自身の食生活に対する評価について、「少し問題がある」が全体の42.8%で最も多く、次いで「よい」38.3%でした。

性・年齢別にみると、「少し問題がある」の割合は、男性は30歳代・40歳代・50歳代とともに4割以上と最も多く、女性は20歳代から60歳代までで最も多い。また男女とも、70歳代以上で「よい」の割合が最も多くなっています。

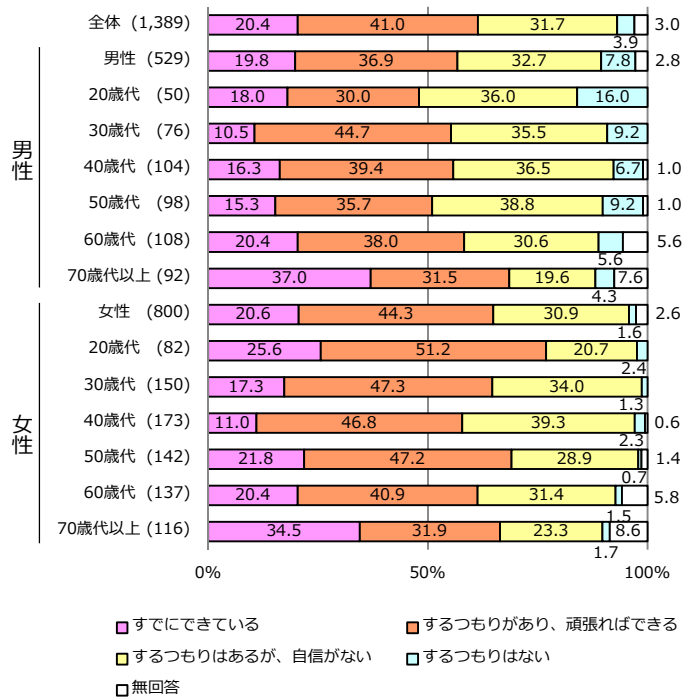


【問】生活習慣病の予防及び改善のためにできることは何ですか。次の質問についてあてはまるものに○をつけてください。(各項目に○は1つ)

<性・年齢別 よく噛んでゆっくり食べること>

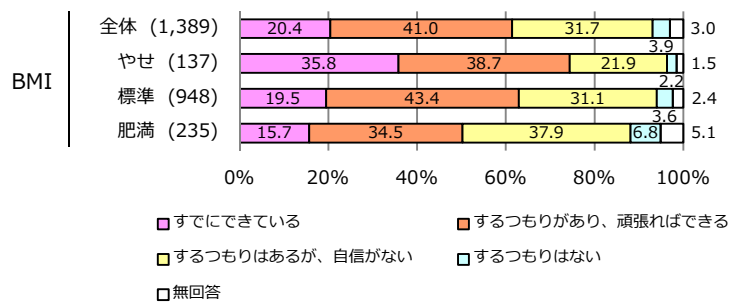
よく噛んでゆっくり食べることについて、「するつもりがあり、頑張ればできる」が全体の41.0%で最も多く、次いで「するつもりはあるが、自信がない」31.7%でした。

性・年齢別にみると、「すでにできている」の割合は、男女とも70歳代以上が最も多くなっています。



<BMI別 よく噛んでゆっくり食べること>

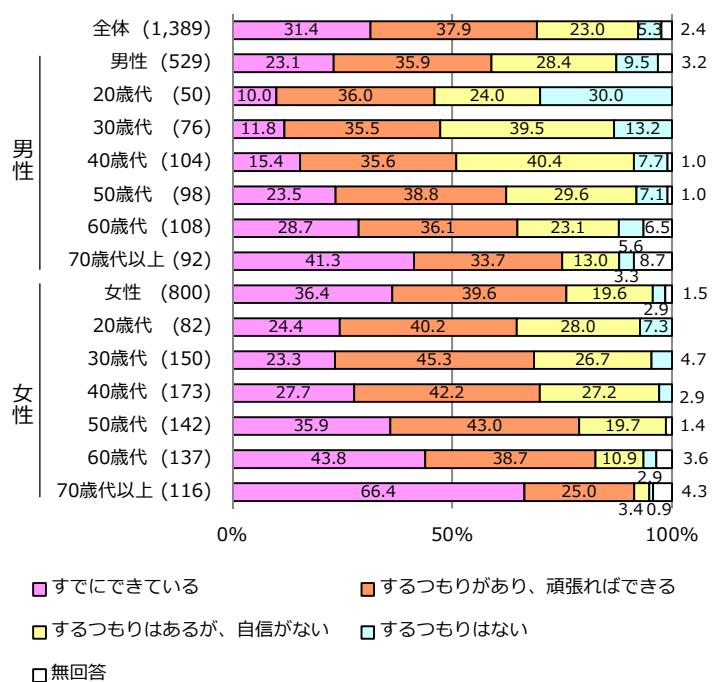
よく噛んでゆっくり食べることについて、BMI別にみると、「すでにできている」の割合は、やせの方が35.8%で最も多くなっています。



<性・年齢別 脂っこい食事を避けること>

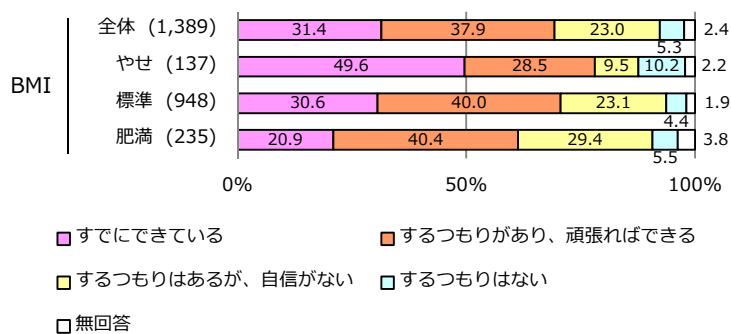
脂っこい食事を避けることについて、「するつもりがあり、頑張ればできる」が全体の37.9%で最も多く、次いで「すでにできている」31.4%でした。

性・年齢別にみると、「すでにできている」の割合は、男女とも年齢があがるほど、その割合も増加する傾向がみられます。



<BMI別 脂っこい食事を避けること>

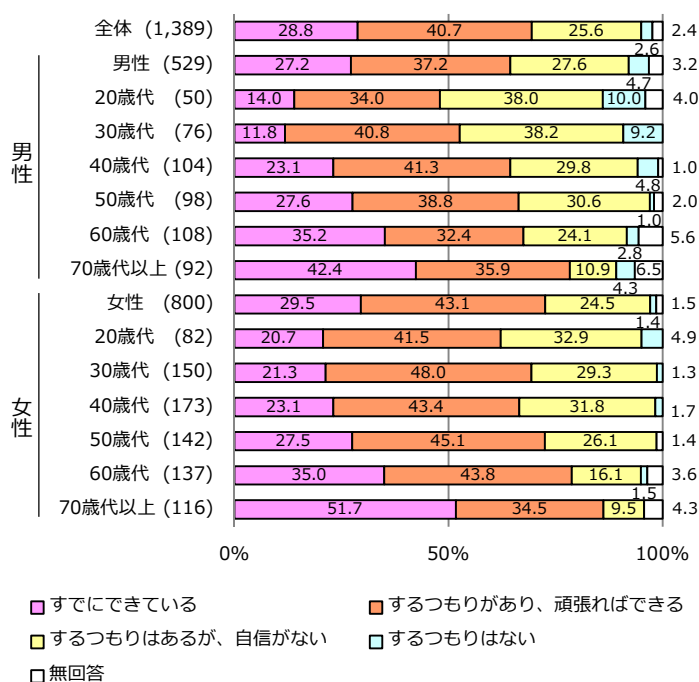
脂っこい食事を避けることについて、BMI別にみると、「すでにできている」の割合は、やせの方が49.6%で最も多くなっています。



<性・年齢別 食べ過ぎないようにすること>

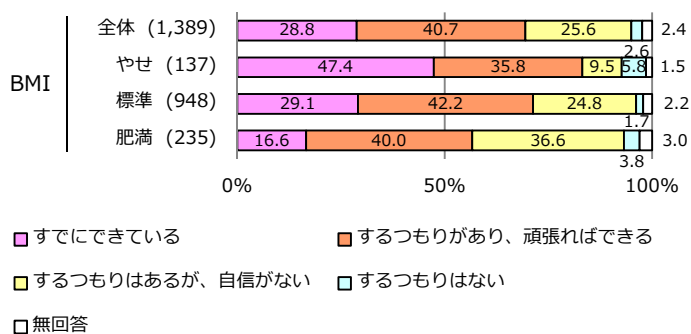
食べ過ぎないようにすることについて、「するつもりがあり、頑張ればできる」が全体の40.7%で最も多く、次いで「すでにできている」28.8%でした。

性・年齢別にみると、「すでにできている」の割合は、男女とも年齢があがるほど、その割合も増加する傾向がみられます。



<BMI別 食べ過ぎないようにすること>

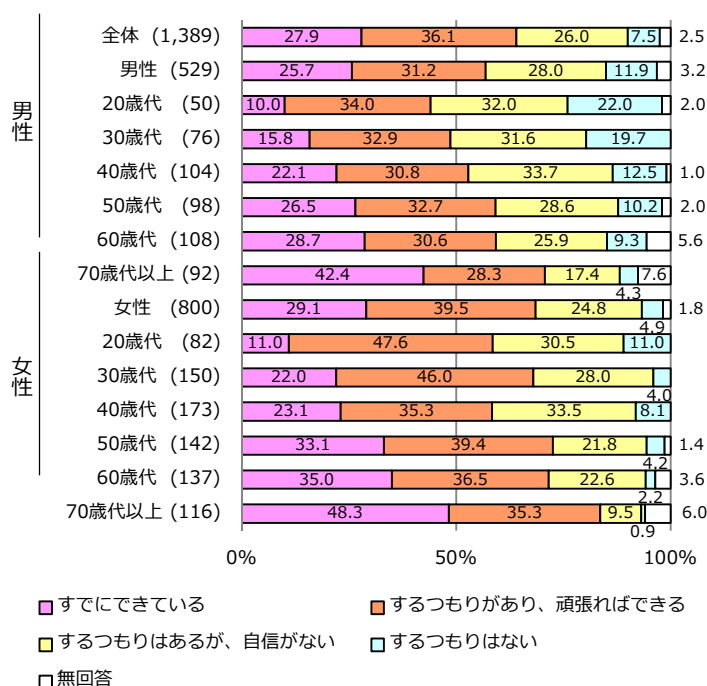
食べ過ぎないようにすることについて、BMI別にみると、「すでにできている」の割合は、やせの方が47.4%で最も多くなっています。



<性・年齢別 減塩をすること>

減塩をすることについて、「するつもりがあり、頑張ればできる」が全体の36.1%で最も多く、次いで「すでにできている」27.9%でした。

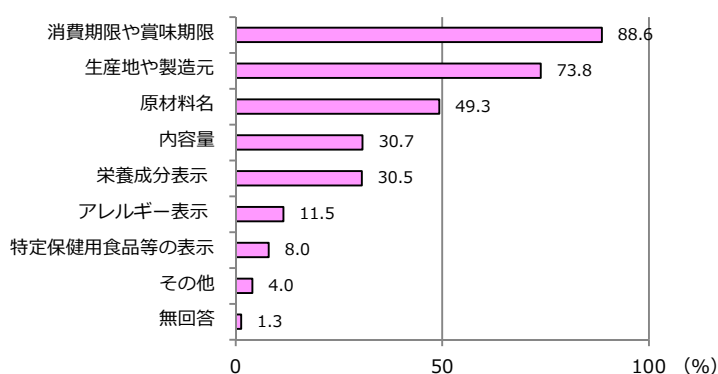
性・年齢別にみると、「すでにできている」の割合は、男女とも年齢があがるほど、その割合も増加する傾向がみられます。



【問】食品を購入するときに、表示で参考に使っているものは次のどれですか。(あてはまるもの全てに○)

<食品を購入する時に参考に使っている表示>

食品を購入する時に参考に使っている表示について、「消費期限や賞味期限」が全体の88.6%で最も多く、次いで「生産地や製造元」73.8%、「原材料名」49.3%でした。



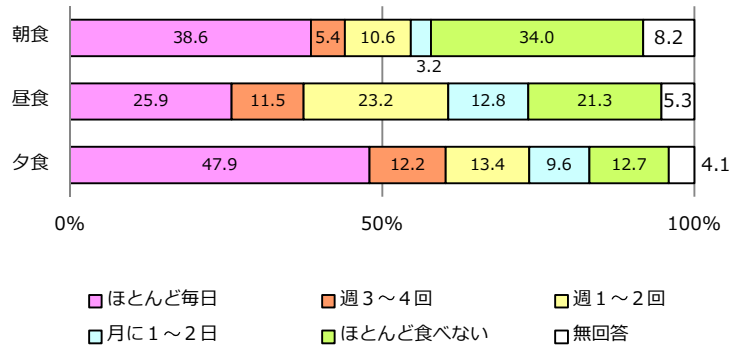
【問】 家族や友人・知人等と一緒に食事をしますか。(各項目に○は1つ)

<家族や友人・知人等と食事をする頻度>

家族や友人・知人と食事をする頻度について、食事の時間ごとに見ると、朝食は、「ほとんど毎日」が全体の38.6%で最も多く、次いで「ほとんど食べない」34.0%でした。

昼食は、「ほとんど毎日」が全体の25.9%で最も多く、次いで「週に1～2日」23.2%でした。

夕食は、「ほとんど毎日」が全体の47.9%で最も多く、次いで「週に1～2日」13.4%でした。
1日のどこか1食でも「ほとんど毎日」と回答した人は、58.5%でした。
朝食と夕食のどちらかを「ほとんど毎日」と回答した人は、54.5%でした。

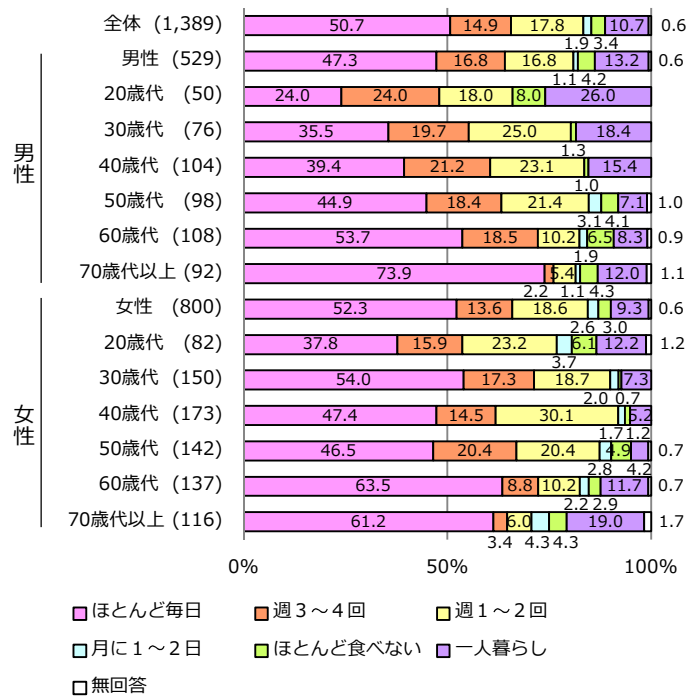


【問】 家族（同居人を含む）そろって食事をするのはどのくらいですか。(○は1つ)

<性・年齢別の家族そろって食事をする頻度>

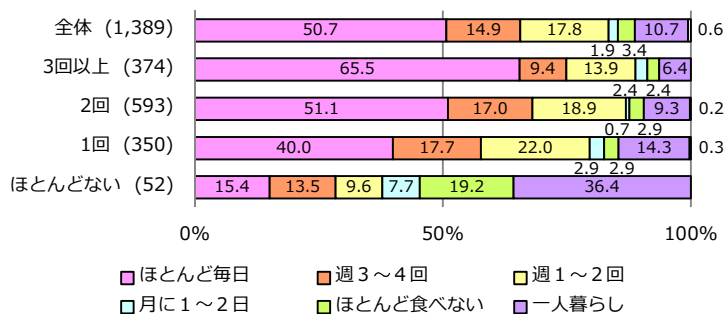
家族そろって食事をする頻度について、「ほとんど毎日」が全体の50.7%で最も多く、次いで「週に1～2日」17.8%、「週に3～4日」14.9%でした。

性・年齢別にみると、「ほとんど毎日」の割合は、男性は年齢が上がるほどその割合も増加する傾向がみられます。一方、女性は「60歳代」が63.5%で最も多く、次いで「70歳代以上」61.2%、「30歳代」54.0%でした。



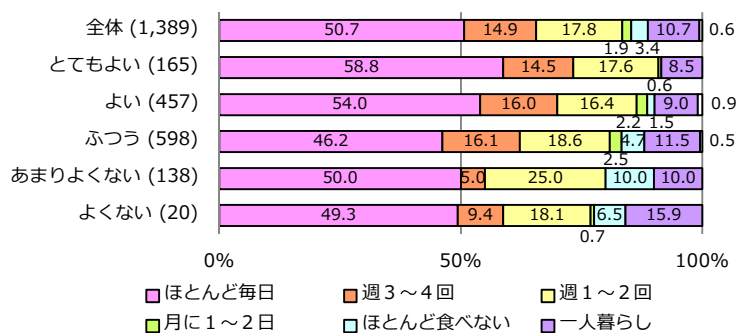
<主食、主菜、副菜をそろえた食事の回数別の家族そろって食事をする頻度>

主食、主菜、副菜をそろえた食事の回数別にみると、「ほとんど毎日」の割合は、主食、主菜、副菜をそろえた食事の回数が増えるほど、その割合も増加する傾向がみられます。



<家族そろって食事をする頻度×現在の健康状態>

現在の健康状態別にみると、「ほとんど毎日」の割合は、健康状態がよいほど、その割合も増加する傾向がみられます。

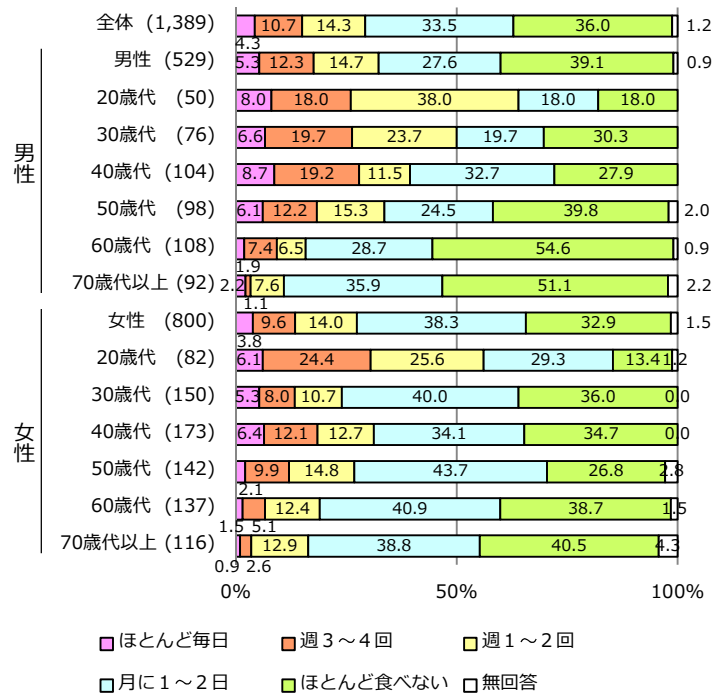


【問】家族以外（友人・同僚・地域の人等）と食事をするのはどのくらいですか。（○は1つ）

<性・年齢別の家族以外と食事をする頻度>

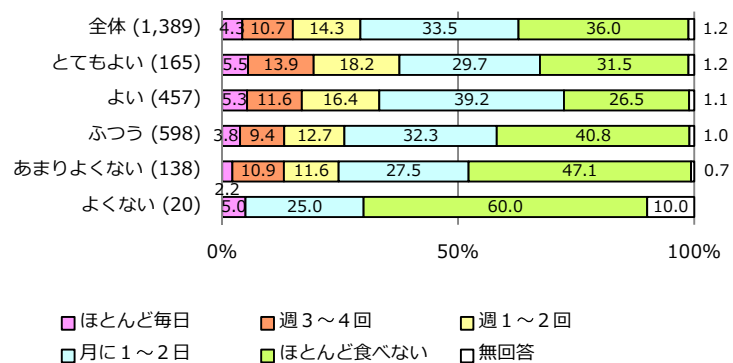
家族以外と食事をする頻度について、「ほとんど食べない」が全体の36.0%で最も多く、次いで「月に1～2日」33.5%、「週に1～2日」14.3%でした。

性・年齢別にみると、「ほとんど食べない」の割合は、男は年齢があがるほどその割合も増加する傾向がみられます。一方、女性は30歳代から50歳代までは年齢があがるほどその割合も減少する傾向がみられますが、その後は年齢があがるほど割合が増加する傾向がみられます。



<現在の健康状態別の家族以外と食事をする頻度>

現在の健康状態別にみると、「ほとんど食べない」の割合は、健康状態がよいほど、その割合も減少する傾向がみられます。

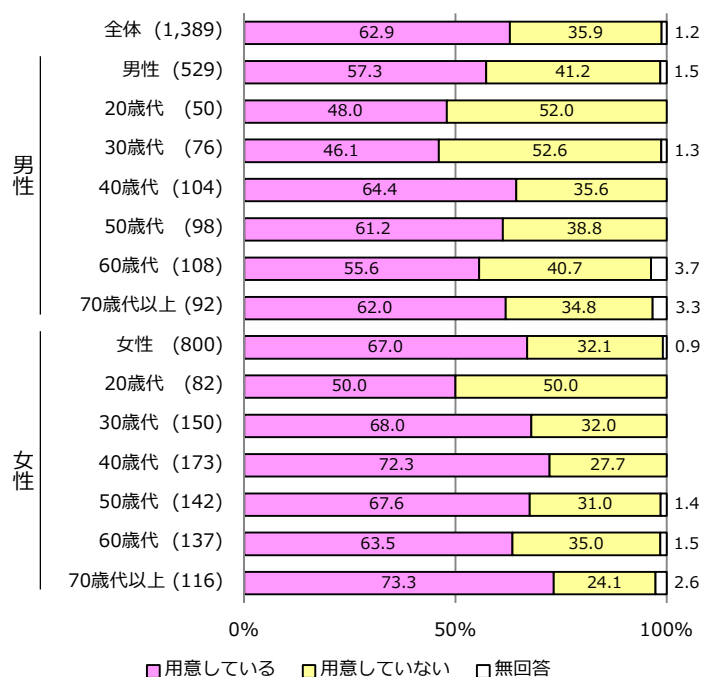


【問】災害時に備えて、非常用の食料や飲料を用意していますか。(○は1つ)

<性・年齢別の災害に備えた非常用の食料や飲料の有無>

災害に備えた非常用の食料や飲料の有無について、「用意している」が62.9%、「用意していない」が35.9%でした。

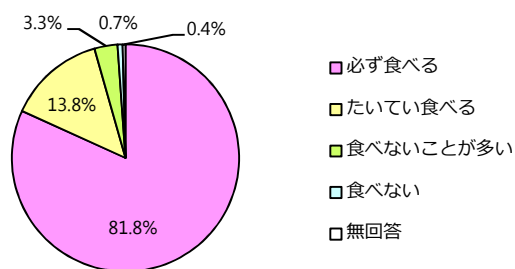
性・年齢別にみると、「用意している」の割合は、男性は20歳代で48.0%、30歳代で46.1%、女性は20歳代で50.0%と少なくなっています。



2 平成27年度川崎市立小学校学習状況調査（抜粋）

対象：市内公立小学校第5学年に在籍する全児童 11,344名

朝食の摂取について、「必ず食べる」と回答している児童の割合は、81.7%であり、「たいてい食べる」を合わせると、95.5%でした。



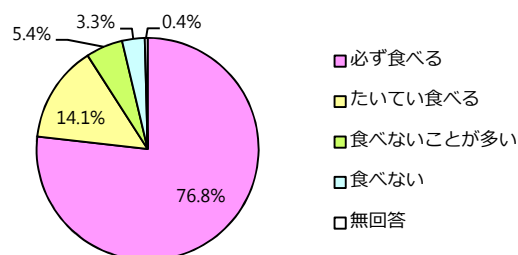
※出典 平成27年度川崎市立小学校学習状況調査報告書

平成27年9月 川崎市教育委員会・川崎市立小学校長会

3 平成27年度川崎市立中学校学習状況調査

対象：市内公立中学校第2学年に在籍する全生徒 9,126名

朝食の摂取について、「必ず食べる」と回答している生徒の割合は、76.8%であり、「たいてい食べる」を合わせると、90.9%でした。



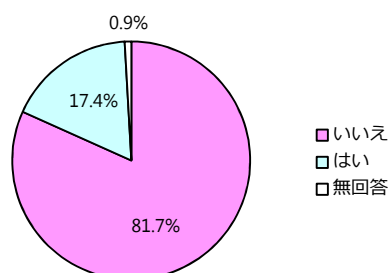
※出典 平成27年度川崎市立中学校学習状況調査報告書

平成27年9月 川崎市教育委員会・川崎市中学校長会

4 3歳児健康診査問診票集計結果

対象：平成28年10月実施の3歳児健康診査受診者 781人

「ご家庭で子どもだけで食事をすることがありますか」という問に対し、「いいえ」と回答した人は、81.7%でした。

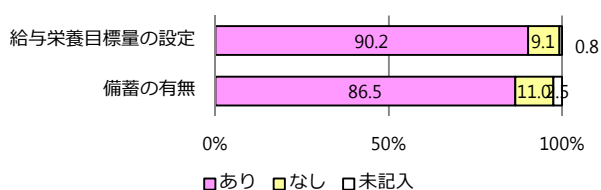


※出典 健康福祉局保健所健康増進課調べ

5 平成27年度特定及び小規模給食施設栄養管理報告書集計結果

対象：市内給食施設（特定給食施設 437 施設、小規模給食施設 336 施設）

給与栄養目標量を設定している給食施設は、90.2%でした。備蓄を行っている特定給食施設は、86.5%でした。

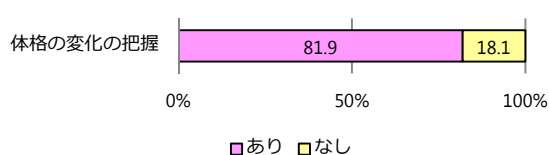


※出典 平成27年度特定給食施設及び小規模給食施設栄養管理報告書集計結果
健康福祉局保健所健康増進課調べ

6 平成27年度肥満並びにやせに該当する者の割合に関する調査結果

対象：市内特定給食施設のうち健康増進施設
(学校、児童福祉施設、事業所、寮 360 施設)

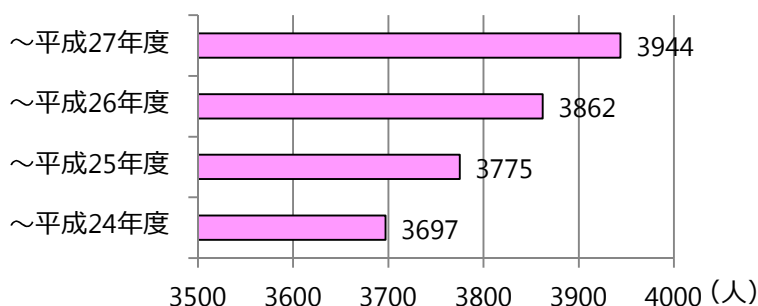
特定給食施設のうち、健康増進施設（学校、児童福祉施設、事業所、寮）において、平成26年度、平成27年度と連続して体格の変化を把握している施設は、81.9%でした。



※出典 平成27年度肥満並びにやせに該当する者の割合に関する調査
健康福祉局保健所健康増進課調べ

7 食生活改善推進員養成数の推移

昭和59年度から食生活改善推進員の養成を開始し、平成27年度までに3,944人の食生活改善推進員を養成しました。



※出典 健康福祉局保健所健康増進課調べ

8 川崎市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、川崎市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市食育推進計画（法第18条第1項の規定により市町村食育推進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における食育の推進に関して重要事項を審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員19人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) 推進会議の委員に応募したもの

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議は会長が召集し、会長はその会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が推進会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

9 川崎市食育推進会議委員名簿

任期 平成27年7月1日～平成29年6月30日

区分	所属団体名等	役職等	氏名
会長	川崎市	市長	福田 紀彦
学識経験者	東洋大学	教授	佐藤 加代子
	(有) ライフサポートみつま	代表取締役	三津間 通
関係団体	(公社) 川崎市医師会	理事	石井 貴士
	(公社) 川崎市歯科医師会	会長	山内 典明
	(公社) 川崎市看護協会	会長	広瀬 壽美子
	川崎市栄養士会	会長	濱谷 由美子
	(公社) 川崎市幼稚園協会	副会長	山田 まり子
	(一社) 川崎市食品衛生協会	会長	高橋 時雄
	セレサ川崎農業協同組合	代表理事副組合長	梶 稔
	東京ガス株式会社川崎支店	副支店長	岸 幸子
	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	会長	小川 町子
	川崎市PTA連絡協議会	副会長	片野 貴人
	川崎市消費者の会	書記	吉田 紀代子
	日本チェーンストア協会関東支部	事務局次長	野田 宗志
	味の素株式会社川崎事業所	総務・エリア管理部 課長	佐藤 信雄
	神奈川・食育をすすめる会	事務局長	細田 紀子
市民代表	市民公募		塚田 信
	市民公募		志賀 美知子
事務局	川崎市経済労働局	局長	原田 津一
	川崎市環境局	局長	小林 哲喜
	川崎市こども未来局	局長	邊見 洋之
	川崎市教育委員会事務局	教育長	渡邊 直美
	川崎市健康福祉局	局長	成田 哲夫
	川崎市健康福祉局	医務監	坂元 昇
	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室	室長	佐藤 良和
	川崎市健康福祉局保健所	所長	田崎 薫
	川崎市健康福祉局保健所健康増進課	課長	海老塚 孝之
	川崎市健康福祉局保健所健康増進課	担当課長	吉川 アズサ
	川崎市健康福祉局保健所健康増進課		羽賀 真由子
	川崎市健康福祉局保健所健康増進課		小寺 佑佳

川崎市食育推進会議部会委員名簿

任期 平成27年7月1日～平成29年6月30日

区分	所属団体名等	役職等	氏名
学識経験者	東洋大学	教授	佐藤 加代子
	(有) ライフサポートみつま	代表取締役	三津間 通
関係団体	川崎市栄養士会	会長	濱谷 由美子
	(公社) 川崎市幼稚園協会	副会長	山田 まり子
	(一社) 川崎市食品衛生協会	会長	高橋 時雄
	セレサ川崎農業協同組合	代表理事副組合長	梶 稔
	東京ガス株式会社川崎支店	副支店長	岸 幸子
	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	会長	小川 町子
	川崎市PTA連絡協議会	副会長	片野 貴人
	川崎市消費者の会	書記	吉田 紀代子
	日本チェーンストア協会関東支部	事務局次長	野田 宗志
	味の素株式会社川崎事業所	総務・エリア管理部 課長	佐藤 信雄
	神奈川・食育をすすめる会	事務局長	細田 紀子
市民代表	市民公募		塚田 信
	市民公募		志賀 美知子
事務局	川崎市健康福祉局保健所	所長	田崎 薫
	川崎市健康福祉局保健所健康増進課	課長	海老塚 孝之
	川崎市健康福祉局保健所健康増進課	担当課長	吉川 アズサ
	川崎市健康福祉局保健所健康増進課		羽賀 真由子
	川崎市健康福祉局保健所健康増進課		小寺 佑佳
	川崎市経済労働局農業振興課	課長	倉 雅彦
	川崎市環境局減量推進課	課長	加藤 一宏
	川崎市こども未来局運営管理課	課長	杉浦 辰彦
	川崎市教育委員会事務局健康教育課	担当課長	北村 恵子

10 食育基本法

平成十七年六月十七日法律第六三号

最終改正：平成二十七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報

が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐ

くむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。
(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進

会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指

導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導體制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進

に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種

の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。
(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができ。
(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。